目　　次

第　１　号　　３月１日（金曜日）

令和５年度下郷町議会３月会議会議録（第１号）…………………………………………　１
議事日程第１号………………………………………………………………………………　２
開議……………………………………………………………………………………………　３
会議録署名議員の指名………………………………………………………………………　３
会議日程の報告………………………………………………………………………………　３
諸般の報告……………………………………………………………………………………　３
行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明…………………………………………　４
請願・陳情……………………………………………………………………………………１４
議員提出議案第７号　予算特別委員会の設置に関する決議……………………………１４
日程の追加……………………………………………………………………………………１５
予算特別委員会委員の選任について………………………………………………………１５
議案第６４号　令和６年度下郷町一般会計予算…………………………………………１６
議案第６５号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算…………………………１６
議案第６６号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算………………………１６
議案第６７号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算………………………………１６
議案第６８号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算………………………………１６
議案第６９号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算…………………………１６
散会……………………………………………………………………………………………１７

第　２　号　　３月４日（月曜日）

令和５年度下郷町議会３月会議会議録（第２号）…………………………………………１９
議事日程第２号………………………………………………………………………………２０
開議……………………………………………………………………………………………２１
一般質問………………………………………………………………………………………２１
　星　輝夫君…………………………………………………………………………………２１
　玉川邦夫君…………………………………………………………………………………２８
　星　和志君…………………………………………………………………………………３７
休会の件………………………………………………………………………………………４１
散会……………………………………………………………………………………………４１

第　３　号　　３月８日（金曜日）

令和５年度下郷町議会３月会議会議録（第３号）…………………………………………４３
議事日程第３号………………………………………………………………………………４４
開議……………………………………………………………………………………………４７
報告第　６号　専決処分の報告について…………………………………………………４７

（専決第３号　損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第　７号　専決処分の報告について……………………………………………………　４７
（専決第４号　損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第　８号　専決処分の報告について……………………………………………………　４７
（専決第５号　損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第　９号　専決処分の報告について……………………………………………………　５２
（専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）
議案第３９号　教育長の任命について………………………………………………………　５５
議案第４０号　人権擁護委員候補者の推薦について………………………………………　５７
議案第４１号　会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定について…………………………………………………　５７
議案第４２号　下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について………………………………………………………………………　５８
議案第４３号　下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………………………………………………………………　６０
議案第４４号　下郷町公共施設等整備基金条例の設定について…………………………　６１
議案第４５号　下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定について………………………………………………………………………　６３
議案第４６号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について……………　６６
議案第４７号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定について…………………………………………………………………　６７
議案第４８号　下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について……　６９
議案第４９号　下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について……………………　７０
議案第５０号　下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について………………………　７０
議案第５１号　下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定について…………　７０
議案第５２号　下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………　７０
議案第５３号　下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………　７０
議案第５４号　下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………　７０
議案第５５号　下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………　７０
議案第５６号　下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定について……………　７０
議案第５７号　下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について…………………　７０
議案第５８号　道の駅しもごうの指定管理者の指定について……………………………　７０
議案第５９号　町道の路線廃止について……………………………………………………　８０
議案第６０号　令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）…………………………　８１
議案第６１号　令和５年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）…………　８１
議案第６２号　令和５年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）………　８１
議案第６３号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）………………　８１

議案第６４号　令和６年度下郷町一般会計予算………………………………………………　８６
議案第６５号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算……………………………　８６
議案第６６号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算…………………………　８６
議案第６７号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算…………………………………　８６
議案第６８号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算…………………………………　８６
議案第６９号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算……………………………　８６
議員提出議案第６号　下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について………………………………………………………………………………　８８
日程の追加……………………………………………………………………………………　９４
町長提案理由の説明…………………………………………………………………………　９５
議案第７０号　除雪車購入契約について……………………………………………………　９５
請願・陳情……………………………………………………………………………………　９７
議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について…………………………………………………………………　９７
散会……………………………………………………………………………………………　９８

令和５年度下郷町議会３月会議会議録第１号

招集年月日	令和６年３月１日			
本会議の日程	令和６年３月１日から３月８日までの８日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和６年３月１日　午前１０時００分	議長	小　玉　智　和
	散会	令和６年３月１日　午前１１時１９分	議長	小　玉　智　和
応招議員	１番　星　和　志 ３番　佐　藤　勤 ５番　星　昌　彦 ７番　佐　藤　盛　雄 ９番　湯　田　健　二 １１番　星　輝　夫	２番　小　椋　淑　孝 ４番　山名田　久美子 ６番　玉　川　邦　夫 ８番　湯　田　純　朗 １０番　星　能　哲 １２番　小　玉　智　和		
不応招議員	なし			
出席議員	２番　小　椋　淑　孝 ４番　山名田　久美子 ６番　玉　川　邦　夫 ８番　湯　田　純　朗 １０番　星　能　哲 １２番　小　玉　智　和	３番　佐　藤　勤 ５番　星　昌　彦 ７番　佐　藤　盛　雄 ９番　湯　田　健　二 １１番　星　輝　夫		
欠席議員	１番　星　和　志			
会議録署名議員	２番　小　椋　淑　孝	３番　佐　藤　勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　星　學 参事兼総務課長　湯　田　英　幸 税務課長兼会計管理者　玉　川　清　美 健康福祉課長　佐　藤　英　勝 建設課長　猪　股　朋　弘 教育次長　湯　田　浩　光	副町長　室　井　哲 総合政策課長　玉　川　武　之 町民課長　室　井　節　夫 農林課長　只　浦　孝　行 教育長　湯　田　嘉　朗 農業委員会事務局長　大　竹　浩　二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長　荒　井　康　貴 書記　芳賀沼　崇　正	書記　室　井　徳　人		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和５年度下郷町議会３月会議議事日程（第１号）

期日：令和６年３月１日（金）午前１０時開議

開　　議
日程第　１　　会議録署名議員の指名
　　　　　　　　２番　　小　椋　淑　孝
　　　　　　　　３番　　佐　藤　　　勤
日程第　２　　会議日程の報告
日程第　３　　諸般の報告
日程第　４　　行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明
日程第　５　　請願・陳情
　　　　　　　委員会付託
　　　　　　　（総務文教常任委員会）
　　　　　　　　陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情
日程第　６　　議員提出議案第７号　予算特別委員会の設置に関する決議
追加日程第　１　予算特別委員会委員の選任について
追加日程第　２　議案第６４号　令和６年度下郷町一般会計予算
　　　　　　　　（予算特別委員会付託）
追加日程第　３　議案第６５号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算
　　　　　　　　（予算特別委員会付託）
追加日程第　４　議案第６６号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
　　　　　　　　（予算特別委員会付託）
追加日程第　５　議案第６７号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算
　　　　　　　　（予算特別委員会付託）
追加日程第　６　議案第６８号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算
　　　　　　　　（予算特別委員会付託）
追加日程第　７　議案第６９号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算
　　　　　　　　（予算特別委員会付託）
散　　会

（会議の経過）

○議長（小玉智和君）　おはようございます。

改選前の最終３月会議となりました。また、令和６年度、新年度予算も発表されましたので、慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会後、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

３月議会の説明のため出席を求めていた代表監査委員、五十嵐浩君が所用のため本日の会議を欠席しますので、ご了承願います。

また、ただいまの出席議員は11名であります。１番、星和志君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和５年度下郷町議会３月会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において２番、小椋淑孝君、３番、佐藤勤君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第２　会議日程の報告

○議長（小玉智和君）　日程第２、会議日程の報告をいたします。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会においてお手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から３月８日までの８日間にすることで決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

日程第３　諸般の報告

○議長（小玉智和君）　日程第３、諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君）　おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に本年度、12月会議から今３月会議までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

次に、表彰状の伝達を行います。去る２月８日に開催されました全国町村議会議長会総会におきまして、佐藤勤君が議会議員として15年以上在籍し、地方自治の振興にご尽

力されましたご功績に対して表彰の栄誉に浴されました。誠におめでとうございます。この場をお借りいたしまして、議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

議長、演壇の前までお進み願います。

３番、佐藤勤君、演壇の前までお進みください。

○議長（小玉智和君）　表彰状。

町長。福島県下郷町、佐藤勤殿。あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与されて、この功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

令和６年２月８日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

以上です。おめでとうございます。

（表彰状授与、拍手）

○議会事務局長（荒井康貴君）　それでは、受賞されました佐藤勤君のほうからご挨拶をいただきたいと思います。佐藤勤君よりご挨拶をお願いいたします。

○３番（佐藤勤君）　ただいまは、全国町村議会議長会より、身に余る光栄をいただきまして、心より御礼を申し上げます。甲子道路開通の年に議員となり、間もなく16年になります。ここまで務められたのも、先輩、そして現職議員の皆様並びに町長、副町長、教育長、重ねまして職員の方々のご支援のたまものであります。これからも研さんを積み、微力ながら町発展に寄与したいと思います。誠にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（荒井康貴君）　以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君）　これで諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（小玉智和君）　日程第４、行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から行政報告、施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君）　本日、ここに令和５年度下郷町議会３月会議の開催に当たり、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告４件、議案31件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、ただいま表彰の伝達を受けられました佐藤勤議員におかれましては、多年にわたり町議会議員として地域の振興、発展に寄与されたご功績が高く評価され、全国町村議会議長会表彰の栄に浴されましたこと、誠におめでとうございます。衷心よりお祝いを申し上げます。

次に、去る１月１日に発生しました能登半島地震におきましては、甚大な被害が発生し、２月22日現在、死者が240人を超え、７万戸以上の住宅で被害が確認され、いまだに多くの方が避難所生活を強いられております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りする

とともに、被災地の皆様ができるだけ早く平穏な生活に戻られますよう心からお祈りを申し上げます。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。まず、内閣府が２月21日に公表した２月の月例報告によりますと、景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している。先行きに関しては、雇用、所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復をすることが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下抑えするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある。さらに、令和６年能登半島地震の経済に与える影響を見守る必要があると分析しております。

次に、日本銀行福島支店が２月15日に発表した２月の福島県金融経済概況によりますと、経済情勢分析における県内景気は、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに持ち直している。最終需要の動向を見ると、個人消費、雇用、所得環境は緩やかなペースで回復している。先行きにつきましては、物価上昇の個人消費への影響、海外経済の動向が生産に与える影響、雇用、所得の動向に注意していく必要があると分析をしております。

令和５年は、日本経済にとって前向きな変化が多く見られた年でもありました。コロナ感染症の５類移行により経済の正常化が大幅に進み、賃上げや物価転換が加速しました。その一方、経済の好転が期待される中、物価高に賃上げ上昇が追いつかないバランスの悪いインフレとなることが懸念される状況であり、中東情勢やウクライナ情勢の緊迫化、米中対立激化からくる海外情勢の下振れリスク等に注意を払わなければならない状況が続いております。令和６年もこの状況は続くものと思われ、先行きが不透明な中、予算編成に当たり慎重な対応が求められています。

このような状況の中、国の令和６年度予算は、一般会計の総額は、社会保障費の増加や概算変更の閣議決定がされた能登半島地震の予備費の増額があり、令和５年度予算を下回ったものの、過去２番目の大きさとなる112兆1,717億円となりました。財政規模が大きくなるに合わせ国債の発行残高の比重も高まっており、財政の硬直化が進む状況となっております。

さらに、県の令和６年度予算案でございますが、前年度比1,001億円減の１兆2,381億円となっております。全体予算が減少する一方、人口減少対策はもとより、地球温暖化対策やデジタル変革など重要課題に対応するため、重点事業を盛り込んだ形となっております。今後とも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、これから国、県等の動向を十分に注視し、行財政の運営に努めてまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町関連の動向でございますが、12月19日、「下郷ヒカリとふるさとマルシェ」フォトコンクールの審査会が行われました。下郷の日常風景をテーマに、101点もの応募をいただいた中、最優秀賞２点を含む入賞作品11点が選ばれました。入賞作品は、２月

下旬まで東邦銀行会津下郷支店において展示いただきました。

年が明け、１月７日には町消防団並びに婦人消防隊の出初め式、無火災祈願祭が町役場において開催され、消防団員や婦人消防隊が出席しました。能登半島地震直後の開催であったため、訓練や予防活動の大切さを改めて認識し、無火災、無災害を祈願いたしました。

２月に入り、10日から11日にかけて、大内地区において第38回大内宿雪まつりが開催されました。大内宿雪まつり実行委員会の主催で、２日間で１万人を超える観光客が来場されました。２日間にわたり、ぐし餅拾いをはじめ、大川渓流太鼓保存会による演奏、郷人よさこいの演舞等が披露され、初日は御神火戴火や花火大会も開催され、幻想的な空間が宿場に広がりました。

16日には、町と町内企業による意見交換会を役場において開催しました。コロナ禍もあり、４年ぶりの開催となりました。今回は、町内の製造業４社にご参加をいただき、各事業者の現状や課題、また若者の定住環境の整備、人口減少に関する課題など、まちづくりに関する内容につきましてもご提言をいただいたところであります。各社とも町にとっては雇用の面からも大変重要な事業者でございますので、今後も定期的に協議の場を設けてまいりたいと考えております。

18日には、南会津建設事務所の主催により、会津縦貫南道路小沼崎バイパス開通プレイベント、トンネル・橋梁ウォーキングが開催されました。町内小学生を含む約200人が参加し、トンネル内を歩き、工事状況等の説明を受けました。最後は下郷大橋で記念撮影を行い、未来へつながる縦貫南道路の開通へ向けた町内最初のイベントが行われました。なお、小沼崎バイパスは３月３日に開通式が予定されております。

さて、本町財政を取り巻く環境と今後の見通しでございますが、一部事務組合の施設等建て替えや改修に係る負担金の増大により、昨年比2.2％増の48億6,300万円での予算編成となっております。総体的な地方税の減収が見込まれる中、予算策定におきましては、財源確保を心がけ編成しております。令和６年度の予算編成に当たっては、これらを踏まえ、持続可能な財政運営を念頭に取り組んできたところであります。

それでは、総合計画の基本目標に沿って重点事業のご説明を申し上げます。１つ目の豊かな心を育む（教育文化）でございますが、全体では１億8,509万9,000円を計上しております。その内訳につきましては、地域子育て支援センター事業、子宝祝金など、子ども・子育て支援対策の充実関係予算に8,599万6,000円を、基礎学力向上事業、学校給食費補助事業など、学力向上の推進関係予算に6,055万4,000円を、生涯学習推進事業、家庭教育支援事業など、生涯学習・芸術文化の推進関係事業に1,906万円を、市町村対抗駅伝出場助成金など、スポーツの推進関係事業に249万9,000円を、大内宿保存整備事業の文化財の保存と活用事業関係予算に1,699万円をそれぞれ配分したものであります。

２つ目の賑わいと産業の創出（活力創造）でありますが、全体では３億7,325万3,000円を計上しております。その内訳についてでございますが、湯野上温泉駅前環境整備事業、新たな観光資源発掘・強化事業など、満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に7,017万9,000円を、農林業機械等購入貸付育成制度、農村集落基盤再編整備事業など、

農林業の振興関係予算に２億7,196万2,000円を、ポイントカード事業、企業支援事業など、商工業の活性化関連予算に1,072万円を、結婚祝金事業、住宅取得支援事業など、移住・定住・二地域居住の推進関係予算に2,039万2,000円をそれぞれ配分したものであります。

３つ目の健やかな暮らし（健康福祉）でございますが、全体では２億3,821万7,000円を計上しております。その内訳でございますが、各種検診の負担軽減事業、各種予防接種の負担軽減事業など、健康の保持増進関係予算に3,140万2,000円を、敬老祝金支給事業、高齢者タクシー助成事業など、高齢者福祉の充実関係予算に2,237万1,000円を、地域生活支援事業、障害者自立支援給付費など、障がい者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に１億8,444万4,000円をそれぞれ配分したものであります。

４つ目の住みよいまち（生活環境）でございますが、全体では６億6,428万1,000円を計上しております。その内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業など、交通体系整備関係予算に４億7,095万5,000円を、小型動力ポンプ更新事業、消防出張所・分遣所庁舎整備事業広域負担金分など、安全・安心な地域づくりの推進関係予算に9,328万7,000円を、空き家対策総合支援事業、大川ふるさと公園整備事業など、住みよい生活環境づくりの推進関係予算に9,360万7,000円を、水環境整備の推進関係予算として、合併処理浄化槽設置整備事業に643万2,000円をそれぞれ配分したものであります。

５つ目のまちづくり人づくり（協働推進）でございますが、全体では1,695万9,000円を計上しております。その内訳でございますが、地域おこし協力隊事業、未来創生ふるさとまちづくり支援事業など、新しいまちづくりの関係予算にそれぞれ配分したものであります。

以上、ご説明申し上げました各事業を令和６年度の重点事業として予算の編成をさせていただいたところであります。今後とも、つなぎ、育み、人づくりのまちをテーマに、未来創生交流のまち下郷を目指してまいる所存でございますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本会議にご提案を申し上げます報告４件、議案31件についてご説明を申し上げます。報告第６号　専決処分の報告について（専決第３号　損害賠償額の決定及び和解について）から報告第８号　専決処分の報告について（専決第５号　損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては、令和５年11月９日に会津若松市花丸花春町地内において発生した公用車による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、これを議会に報告するものであります。今後、職員に対し一層の安全運転の指導に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

報告第９号　専決処分の報告について（専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては、令和５年11月９日、湯野上保育所において、アレルギーの原因である食品が完全に除去されていない状況で給食を与えたこと

によりアレルギー症状が発生しました。アレルギー原因食品誤提供事故につきまして、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により、これを議会に報告するものであります。今後、より一層安全管理の指導に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議案第39号　教育長の任命でございますが、現、湯田嘉朗教育長の任期が本年３月31日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を任命いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。湯田氏は、長年にわたり高等学校教諭として奉職され、その間、福島県立葵高等学校教頭、福島県立小野高等学校校長、福島県立白河旭高等学校校長を歴任され、退職後は教育委員としてご尽力をいただきました。令和３年４月１日から現在まで教育長として、教育行政に関し、豊富な経験と知識を持って、学習環境の整備や基礎学力の向上など、教育を取り巻く環境の変化に適切、そして的確に対応し、その職務を全うされております。このことから、教育長として適任者と考え、引き続き同氏を教育長に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち佐藤守孝氏の任期が本年６月30日をもって満了となりますことから、再度同氏を候補者として推薦したく、ご提案を申し上げるものであります。佐藤氏は、人権擁護委員として、平成30年７月１日から現在まで６年間にわたりその職務を全うしてこられました。人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員について理解をお持ちの方であることから、再度人権擁護委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

議案第41号　会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、パートタイム会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となったため、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号　下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、近年、人口減少に伴い、今後特に若年層の団員確保が見込まれないこととともに、基本団員の高齢化等により機能別団員に移行する団員が増加することが考えられるため、機能別団員の定員について、現在の50名から80名に増員するための所要の改正を行うものでございます。

議案第43号　下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第２が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第44号　下郷町公共施設等整備基金条例の設定についてでございますが、公共施設等総合管理計画等の内容を踏まえ、今後想定される多様な公共施設等の整備に対し、その財源として柔軟に対応し得る財源確保を目的として、既存の下郷町橋梁整備基金等３つの基金を廃止し、新たに下郷町公共施設等整備基金を創設するため、ご提案を申し上げるものでございます。

議案第45号　下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症並びに電力、ガス、物価高騰により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るための下郷町公庫・協同組合資金融資利子及び信用保証料の補給に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的として、新たに下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金を創設するため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第46号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、市町村は、３年を１期とする介護保険事業計画を策定し、３年ごとに見直しを行い、保険料は、３年ごとに事業計画を定めるサービス費用見込額等に基づき、３年間を通じて財政の均衡を保つよう設定されることとなっております。今般、令和６年度から令和８年度までの計画期間とする第９期下郷町介護保険事業計画の策定に伴い、同計画期間における保険料率を定めるほか、介護保険法施行令の一部を改正する政令等を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

議案第47号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の公布に伴い、下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例、下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例、下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についても、その基準となる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等条例の一部改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第48号　下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い国道路占用料が改定されたことを踏まえ、本町の道路占用料の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第49号から議案第58号までの10議案につきましては、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定についての件でございます。本町におきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、当初は平成18年度から３年間、その後は平成21年度から５年間、平成26年度から５年間、そして平成31年度から５年間と指定管理者による公の施設の管理を行ってまいりました。ご提案申し上げます各施設につきましては、本年３月31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、当該施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第59号　町道の路線廃止についてでございますが、町道戸赤山崎１号線につきまして、林業専用道整備事業、県営の柳島線の開設に伴い、同町道を廃止するため、道路

法第10条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
　議案第60号　令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ7,550万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億2,219万9,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業費の計上、そのほか事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。
　それでは、歳入の主なものからご説明を申し上げます。町税につきましては、収入見込額を精査し、町民税を611万5,000円減額するものでございます。
　国庫支出金でございますが、額の確定により予算の整理を行うもので、合計で5,486万2,000円を減額するものでございます。土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を3,255万9,000円、防災安全交付金事業国庫補助金を2,603万2,000円、それぞれ減額しております。
　総務費国庫補助金では、国の仕様変更等により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を627万円減額しております。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、今補正における事業費の計上等に伴い、2,411万1,000円を増額計上しております。
　県支出金でございますが、額の確定等により、合計で419万1,000円を減額するものでございます。
　繰入金につきましては、合計で710万円を減額するもので、事業費の精査により、ふるさと創生基金、生活環境設備基金及び教育施設整備基金からの繰入金等の整理を行っております。
　町債につきましては、合計で1,170万円を減額するもので、それぞれ事業費の減額に伴い、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債をそれぞれ減額するものでございます。
　次に、歳出の主な補正について説明を申し上げます。総務費でございますが、合計で2,575万6,000円を増額するものでございます。企画費におきまして、国庫補助事業採択要件の変更に伴う事業の取りやめにより、空家等除却支援事業補助金を200万円減額し、歳入の土木国庫補助金におきまして100万円を減額しております。
　教育施設整備基金積立金及びふるさと創生基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、積立金をそれぞれ増額するものであります。
　戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードのローマ字表記に係るシステム改修でありますが、当該事業につきましては、12月補正予算計上のご議決をいただいたところでございます。しかし、その後、国からの仕様変更及び事業実施時期の見直しにより、この補正におきまして同額の627万円を減額し、今年度の事業実施を見送ることといたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。
　民生費でございますが、合計で126万6,000円を減額するもので、社会福祉総務費及び老人福祉費におきまして、事業費の精査により、国民健康保険特別会計繰出金及び後期

高齢者医療特別会計繰出金をそれぞれ減額いたしております。

衛生費でございますが、合計で239万6,000円を増額するもので、保健事業費におきまして、事業参入を予定しておりました民間企業の辞退により、先駆的健康づくり事業に係る経費の合計額73万円を減額し、歳入の衛生費県補助金におきまして同額を減額しております。

環境衛生費におきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、生活環境施設整備基金積立金1,000万円を増額計上し、清掃総務費及び簡易水道費につきましては、事業費の精査により、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び下郷町生活飲料水確保対策事業補助金をそれぞれ減額するものでございます。

農林水産業費でございますが、事業費の確定等により、合計で523万2,000円を減額しております。

商工費でございますが、合計で1,957万1,000円を増額するもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業としまして、商工振興費において物価高騰対応緊急支援プレミアム商品券事業補助金を1,200万円、観光費において下郷町公庫・協同組合資金利子等補給基金積立金を800万円それぞれ計上するものでございます。なお、歳入では、当該利子等の補給基金からの繰入金として140万円を計上しております。

土木費でございますが、合計で3,156万8,000円を増額するもので、道路新設改良費において、事業費の確定等により、歳入でご説明申し上げました社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を活用した補助事業及び町単独事業に係る委託料及び工事請負費等を合わせまして5,970万円を減額し、橋梁維持費につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、橋梁整備基金積立金を１億円増額するものでございます。

教育費でございますが、合計で1,016万5,000円を減額するもので、教育総務費、中学校費及び保健体育費におきましては、事業費の精査により、それぞれ予算を整理するものでございます。

社会教育費、文化財保護費におきましては、携帯電話事業者の事業計画の見直しにより、栗林遺跡発掘調査事業の実施を見送ることとなったことから、その事業費359万円を減額するもので、歳入の諸収入におきまして、事業者からの埋蔵文化財発掘調査委託費を減額しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額して整理を行っております。

次に、債務負担行為の補正でございますが、橋梁補修事業（歳神橋）につきまして、財源となる道路メンテナンス事業国庫補助金の内示額が予定を下回ったことから、自主財源による町財政の負担を抑制するため、２か年分の合冊により一括発注するため、令和６年度分の事業費1,500万円の債務負担行為を設定するものでございます。

繰越明許費でございますが、大内宿駐車場整備事業、物価高騰対応緊急支援プレミアム商品券事業、橋梁補修事業（小坂橋）、同じく橋梁補修事業（歳神橋）の４事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を設定し、令和６年度に繰り越すものでございます。

議案第61号　令和５年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）でございま

すが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ95万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億8,607万9,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、主に保険基盤安定繰入金等の額の確定により減額するものです。歳出につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、国保基金積立金を2,000万円増額し、予備費により収支の調整をするものでございます。

議案第62号　令和５年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ７万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,116万3,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入におきましては、保険基盤安定繰入金の確定及び福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金の決定によりそれぞれ補正し、歳出では、予備費により収支の調整を行うものでございます。

議案第63号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ96万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億9,821万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳出につきましては、給付事業の見込額の精査により予算の整理を行うもので、歳入につきましては、事業費の補正に伴い、国庫補助金、一般会計からの繰入金により調整を行うものでございます。

議案第64号から議案第69号までの６件につきましては、令和６年度の当初予算の提案を申し上げますものでございます。議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億6,300万円とするもので、前年度当初予算と比較し１億700万円、2.2％増加したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明を申し上げますと、初めに歳入でございますが、町税につきましては９億6,064万5,000円を計上し、固定資産税の減などにより、前年度と比較しますと537万8,000円、0.6％減少したものとなっております。

地方譲与税につきましては、１億423万6,000円を計上し、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税の増により、前年度と比較しますと635万3,000円、6.5％増加したものとなっております。

地方消費税交付金につきましては、１億2,675万6,000円を計上し、前年度と比較しますと2,014万8,000円、13.7％減少したものとなっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税と合わせて20億円を見込み、前年度と比較しますと5,000万円、2.6％増加したものとなっております。

国庫支出金につきましては、４億6,694万2,000円を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金など減少の要因はあるものの、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や道路メンテナンス事業国庫補助金などの増により、前年度と比較しますと9,745万円、26.4％増加したものとなっております。

県支出金につきましては、２億5,705万9,000円を計上し、福島県議会議員選挙に係る委託金などの減により、前年度と比較しますと1,218万1,000円、4.5％減少したものとなっております。

繰入金につきましては、全体で３億7,680万2,000円を計上し、前年度と比較しますと793万6,000円、2.2％増加したものとなっております。このうち基金繰入金については３億7,440万円を計上し、財政調整基金繰入金から公共施設等の整備基金繰入金の増などにより、前年度と比較しまして793万6,000円、2.2％増加したものとなっております。

町債につきましては３億7,020万円を計上し、公共事業等債や臨時財政対策債の減などにより、前年度と比較しますと1,880万円、4.8％減少したものとなっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては７億5,394万9,000円を計上し、福島県議会議員選挙費や下郷町議会議員選挙費など減の要因があるものの、町バスの更新や戸籍システム改修に要する経費の増などにより、前年度と比較しますと373万8,000円、0.5％増加したものとなっております。

民生費につきましては９億9,989万9,000円を計上し、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係る経費の増などにより、前年度と比較しますと6,256万9,000円、6.7％増加したものとなっております。

衛生費につきましては４億5,882万4,000円を計上し、簡易水道事業繰出金など増の要因はあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費や南会津地方環境衛生組合の負担金の減などにより、前年度と比較しますと1,538万4,000円、3.2％減少したものとなっております。

商工費につきましては１億5,107万円を計上し、地域創生総合支援事業補助金を財源とした新たな観光資源発掘強化事業に要する経費の減などにより、前年度と比較しますと1,162万6,000円、7.1％減少したものとなっております。

土木費につきましては６億6,331万円を計上し、令和５年度９月議会においてご議決をいただきました債務負担行為の設定による雪寒機械整備事業、町単独の道路改良事業及び道路メンテナンス事業、国庫補助金を活用した橋梁補修事業に要する経費の増などにより、前年度と比較しますと8,413万1,000円、14.5％増加したものとなっております。

消防費につきましては３億2,354万2,000円を計上し、消防ポンプ積載車の更新に要する経費や南会津地方広域市町村圏組合負担金の減などにより、前年度と比較しますと1,255万9,000円、3.7％減少したものとなっております。

教育費につきましては４億8,966万4,000円を計上し、旭田小学校給水管布設替工事や学校給食共同調理場エアコン設置工事など増の要因があるものの、大松川地区試掘確認調査や公民館渡り廊下解体工事の減などにより、前年度と比較しますと1,061万4,000円、2.1％減少したものとなっております。

議案第65号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億1,505万7,000円とするものであります。前年度当初予算と比較しまして2,458万7,000円、3.3％減少したものとなっております。

議案第66号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,583万1,000円とするものであります。前年度当初予算と比較しまして493万3,000円、5.4％増加したものとなっております。

議案第67号　令和６年度介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ９億1,330万5,000円とするものであります。前年度当初予算と費比較しまして3,230万2,000円、3.7％増加したものとなっております。

議案第68号及び議案第69号につきましては、これまでの特別会計の位置づけとなっておりました簡易水道事業及び農業集落排水事業でございますが、令和６年度より地方公営企業法等の法令及び令和５年度12月議会でご議決をいただきました両事業の設置等に関する条例に基づく運用を開始することから、新たな形式による予算をご提案申し上げるものでございます。

議案第68号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせた予算額を３億866万3,000円とするものであります。

議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせた予算額を3,891万4,000円とするものであります。

以上、報告４件、議案31件の概要についてご説明を申し上げました。慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第５　請願・陳情

○議長（小玉智和君）　日程第５、請願・陳情を議題といたします。

陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第６　議員提出議案第７号　予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（小玉智和君）　日程第６、議員提出議案第７号　予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第７号につきましては、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

これから議員提出議案第７号　予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（小玉智和君）　お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算、議案第65号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第66号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第67号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第68号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算、議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算の７件を去る３月１日開催の議会運営委員会で協議された議事日程に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　配付漏れなしと認めます。

追加日程第１　予算特別委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君）　追加日程第１、予算特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第５条第４項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成等を協議したいと思いますので、予算特別委員会の委員の方々は302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。（午前１１時０２分）

○議長（小玉智和君）　それでは、再開いたします。（午前１１時１４分）

予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第６条第２項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長よりご報告をさせていただきます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君）　それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に小椋淑孝君、副委員長に湯田健二君が選出されましたことをご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君）　予算特別委員会の構成はさよう決定いたしました。

追加日程第２　議案第６４号　令和６年度下郷町一般会計予算
追加日程第３　議案第６５号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算
追加日程第４　議案第６６号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
追加日程第５　議案第６７号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算
追加日程第６　議案第６８号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算
追加日程第７　議案第６９号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算

○議長（小玉智和君）　この際、追加日程第２、議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算から、追加日程第７、議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの６件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条第１項の規定により、議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算から議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの６件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算から議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの６件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は３月４日であります。

議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。（午前１１時１９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年３月１日

下郷町議会議長

同　署名議員

同　署名議員

令和５年度下郷町議会３月会議会議録第２号

招集年月日	令和６年３月１日
本会議の日程	令和６年３月１日から３月８日までの８日間
招集の場所	下郷町役場議場
本日の会議	開議　令和６年３月４日　午前１０時００分　議長　小　玉　智　和 散会　令和６年３月４日　午前１１時４９分　議長　小　玉　智　和
応招議員	１番　星　　和　志　　２番　小　椋　淑　孝 ３番　佐　藤　　勤　　４番　山名田　久美子 ５番　星　　昌　彦　　６番　玉　川　邦　夫 ７番　佐　藤　盛　雄　　８番　湯　田　純　朗 ９番　湯　田　健　二　　１０番　星　　能　哲 １１番　星　　輝　夫　　１２番　小　玉　智　和
不応招議員	なし
出席議員	１番　星　　和　志　　２番　小　椋　淑　孝 ３番　佐　藤　　勤　　４番　山名田　久美子 ５番　星　　昌　彦　　６番　玉　川　邦　夫 ７番　佐　藤　盛　雄　　８番　湯　田　純　朗 ９番　湯　田　健　二　　１０番　星　　能　哲 １１番　星　　輝　夫　　１２番　小　玉　智　和
欠席議員	なし
会議録署名議員	２番　小　椋　淑　孝　　３番　佐　藤　　勤
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　星　　學　　副町長　室　井　　哲 参事兼総務課長　湯　田　英　幸　　総合政策課長　玉　川　武　之 税務課長兼会計管理者　玉　川　清　美　　町民課長　室　井　節　夫 健康福祉課長　佐　藤　英　勝　　農林課長　只　浦　孝　行 建設課長　猪　股　朋　弘　　教育長　湯　田　嘉　朗 教育次長　湯　田　浩　光　　代表監査委員　五十嵐　　浩 農業委員会事務局長　大　竹　浩　二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長　荒　井　康　貴　　書記　室　井　徳　人 書記　芳賀沼　崇　正
議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件名	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

令和５年度下郷町議会３月会議議事日程（第２号）

期日：令和６年３月４日（月）午前１０時開議

開　　議
日程第　１　　一般質問
日程第　２　　休会の件
散　　会

（会議の経過）

○議長（小玉智和君）　おはようございます。

本日の一般質問は３名であります。質問、答弁等は、簡潔によろしくお願いいたします。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

日程第１　一般質問

○議長（小玉智和君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　皆様、おはようございます。議席番号11番の星輝夫でございます。今回も一般質問行わせていただきます。

なお、今回３点ほど質問させていただきます。まず、１点目の令和６年度の下郷町年始会中止については、この演壇で質問させていただきます。それから、２番、３番は、自席に戻りまして質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

令和６年下郷町年始会中止について。令和５年12月の広報しもごうでは、令和６年下郷町新春年始会を開催すると記載されていました。しかし、その後開催を中止すると回覧で確認いたしました。発起団体は、下郷町、下郷町議会、下郷町教育委員会、下郷町農業委員会、下郷町商工会、会津よつば農業協同組合、下郷町森林組合、下郷町土地改良区、下郷町区長協議会、下郷町老人クラブ連合会でありますが、これらの各団体と協議をした上での中止したのかをお尋ねいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　11番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

まず、１点目の令和６年下郷町年始会中止についてでございますが、令和６年下郷町新春年始会の開催につきましては、令和５年10月20日付で各発起団体の皆様へ令和６年新春年始会の実施について文書により通知をさせていただいております。この新春年始会の実施の有無につきましては、例年発起人会は開催せず、文書によりご了承、ご協力を賜っているところでございます。

令和６年の新春年始会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが５類に引き下げられたことや、新春を迎え、町民が一堂に会し、希望と抱負を語り、明るく活力にあふれたまちづくりを推進することを目的に、開催に向け準備を進めておりました。しかしながら、12月上旬には県内のインフルエンザ患者が国の警報レベルを２週連続で上回る爆発的な流行や新型コロナウイルス感染症の再拡大の兆しが確認

されたことなどから、町民の方々に対するインフルエンザ及び新型コロナウイルスの感染拡大のリスクなどを考慮し、急遽中止の判断をさせていただきました。

なお、議員おただしの各団体の協議につきましては、開催時の承諾と同様に12月８日付で中止する旨の文書を送付させていただきました。ご承諾得たものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　再質問させていただきます。

先ほどの答弁並びに答弁書の中で、コロナ、そしてインフルエンザということで中止したということ分かったのですけれども、なぜ私この質問したかというと、発起人の代表の長が私のところに連絡よこしました。副議長、中止になったのですけれども、なぜ中止になったのですかと、分かりますかと、分かりません、議長分からぬのかと言われましたのですけれども、なぜその団体が私のところに話を持ちかけてきたのかというと、その団体では全員で行こうと、年始会に行こうと決めていたそうであります。そして、その団体の任期が３月いっぱいで終わると。そこで、残念だと、年始会に行って、皆さんと交流図って、そして終わりたいと言っておりました。

そこでお伺いいたしますけれども、令和７年度の年始会、開催するのか、中止するのか、お願いいたします。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　11番、星輝夫議員の再質問にお答えいたしますけれども、私も令和６年の年始会の開催が中止になったということは非常に残念だと思っています。これは先ほど答弁したとおりでございまして、やはり町民の体、健康は守らなければならないという観点から中止をさせていただきました。

なお、各団体の皆様方には、例年開催していたときのように通知をもってご承諾を得たと、こう考えております。次の新しい年には、そういうインフルエンザとコロナ感染者等が５類になったということで、これは新しい年に向けての開催は今考えているところでございますので、そのときにはよろしくご協力のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　１番目については終わります。

２番目、一般質問行わせていただきます。下郷町小学校の統廃合について。全国的にも少子高齢化が急速に進んでおり、下郷町でも少子化により、少人数クラスでの授業や複式学級での授業の対応を実施していると思います。これらの教育に不満を持ち、満足な小学校での教育が受けられないと判断をし、子供を転校、転居させる家庭も出てきていると耳にします。教育、家庭、これらを考慮し、今後の学校の在り方を早急に考えていくことが来ていると思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　次に、大きな２点目の下郷町小学校の統廃合についてでございますが、私がさきの議会、９月議会、12月議会の一般質問でも答弁しましたとおり、10年後、20年後の本町の教育を見据え、町と学校教育に携わる方々、さらには地域住民の方々とそれぞれの立場で未来を担う子供たちのためにできることは何かと、そして学校の果たす役割を考え、よりよい方向性を見定めていくことが大切なことではないかと常々考えているところであります。今後、児童生徒数の減少に伴い、少人数の学級や複式学級が増え、学校の小規模化が進むと推測されますが、今後も地域と学校とのつながりを進め、地域の未来とよりよい教育環境の在り方について検討していく考えには変わりはございません。ご理解をお願いしたいと思います。

なお、今後の対応や対策、施策につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君）　それでは、星輝夫議員の今後の学校の在り方について早急に考えていく時期ではないかというご質問でございますが、初めにご指摘いただきましたように、児童生徒数の減少問題につきましては、本町のみならず、隣接する市町村、さらには県、また国全体を見ましても年々出生率は低下傾向にございます。繰り返しにはなりますが、町内の３つの小学校では令和４年度から今年度にかけまして児童数は25名減少をいたしました。また、この先５年、つまり令和10年度における試算によりますと、総児童数は112名となる予定でございます。今年度より47名減少する見込みとなっております。さらに、ご承知かと思いますが、旭田小学校では単式学級、単式学級といいますのはそれぞれ学年ごとに一クラスずつが成立するということでございます。江川小学校と楢原小学校では、今後も複式学級が続く見込みでございます。

このように児童生徒数の急激な減少あるいは学校施設の老朽化等を勘案しますと、小学校の統廃合問題につきましてはすぐにでも検討していくべきではないかというご指摘は、当然教育委員会としましても重要な課題と認識しております。私たちは、常に本町の子供たち一人一人の豊かな学びを後押しするため、学校教育はどうあるべきかを考えていかなければならないと考えております。少子化による学校の小規模化はさらに進むことが予想される中、将来にわたって子供たちが生きる力を培うことができる学校教育を保護する観点から、学校の適正配置について検討することは喫緊の責務であると考えております。

学校の適正な配置につきましては、学校施設の老朽化だけではなく、交通環境の整備、ＩＣＴ教育の充実化、人口動態の変化など、学校教育を取り巻く社会環境が大きく変化してきていることを踏まえた上で、子供たちの教育環境をよりよくしていくことが必要条件でございます。少子化対策や子育てをしやすい環境づくり、さらには下郷町の魅力を発信するなど、若い世代を本町に呼び込む施策等と連携して総合的に話合いを進めて

いく必要があると理解しております。

現在、第６次総合計画が進行中でございます。この計画に基づいた施策や事業を実施しておりますが、第７次総合計画の策定に当たってはより多くの情報や意見を収集しながら計画に反映させ、最適な方向性を探っていきたいと考えているところでございます。そのため、次年度につきましては、施策として保護者や、そして地域の方々に改めて教育委員会としましてアンケートを実施する予定でございます。

なお、これからの下郷町の教育の在り方について、その方向性を協議するために、ＰＴＡやコミュニティスクール委員をはじめとした教育懇談会を実施しております。統廃合についてのメリット、デメリットを共有し、子供たちがよりよい教育環境の中で学ぶことができるよう話合いを進めていくとともに、地域住民の皆様方にも納得のいくよう、学校の適正配置について検討していく所存であります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君）　再質問ありませんか。

11番。

○11番（星輝夫君）　それでは、再質問させていただきます。

前回私、この統合について一般質問を行いました。そこで、その後、ＰＴＡ、保護者と議論というか、そういった話があったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（湯田嘉朗君）　ただいまの再質問でございますが、今までに教育懇談会、さらにはコミュニティスクールの委員ということで、各学校にそれぞれ学校運営のためにいろいろご意見を頂戴する委員の方々がいらっしゃいます。昨年度委員の方たちからいろんなご意見を頂戴し、その後今年度につきましてもＰＴＡの会長さんたちと町長さんを交えまして意見を頂戴し、そしてまた今回ですが、２月には学校運営委員、コミュニティスクールの委員と学校長を含めてそれぞれご意見を頂戴しているということで、少しずつではありますが、いろんなご意見を頂戴しています。それを踏まえてアンケートをまとめて、そして皆さんに実施していきたいと、このように考えております。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

11番。

○11番（星輝夫君）　それで、ある町、村では小学生が増えているのです、過疎の町、昭和村などは。それは、対策を講じているからだと私は思っております。

そこで、本町の小学生、児童というのは、町の宝物であると思っております。やがて下郷町を背負っていくそういった児童のために、今後対策、そして協議会が発足して、何とか統合に向けてひとつよろしくお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君）　この件については町長かな。

町長、星學君。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君）　教育長では結論出ないでしょう。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君）　先ほども申し上げましたように、これからアンケートを改めて頂戴すると、そういう中で方向性を固めていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。では、統合しましょう、では来年からねと、そう簡単にはいきませんので、皆様のご意見を頂戴しながら、どんなふうに進めていくといいのかというところも、他町村の例などもいろいろご指導いただきながら計画を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君）　その前に町長から。

それでは、町長。

○町長（星學君）　11番の星輝夫議員の再質問にお答えしますけれども、現在楢原小学校や江川小学校は複式学級がございます。ですから、私も以前から申し上げているとおり、主要教科については要するに町費でも、あるいは県の今補助事業使っていますけれども、そうした指導の先生を雇用するというシステムがございますので、そうしたことで主要教科についての指導をしていくという方法をやっぱり探りながら、その子供たちに勉強の機会をというか、そうしたことをしていくということがまず私の中には考えがありますので、ぜひそれの実現に向かってやっていこうかなと考えております。

それから、いろいろ他町村で人口が増えている、子供たちが増えているということは、いろいろな町村、59市町村においてあるわけです。ですから、下郷の場合ですと、やはり県南地方へ転居したり、あるいは会津平のほうに転居したりということの例がございます。しかし、また下郷町に来て生活したい、子供を教育させたいという例もございます。いろいろ様々でございます。下郷町における学校運営あるいは地域の人口が増えるような子供たちに支援していくということについては、他の町村には引けを取らないと私は考えている。ですから、ぜひそういうことを町全体で訴えていただいて、ぜひ多くなることをお願いしたいなと、こう考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

11番。

○11番（星輝夫君）　３番目、一般質問を行わせていただきます。

会津縦貫南道路開通前の景観改善について。会津縦貫南道路の整備が着々と進む中で懸念材料があります。それは、田代地区から大内宿へ向かう際の大きな廃虚であります。肝試しをした者がＳＮＳなどで発信している動画も目にいたします。観光の町下郷のイメージ悪化につながるこの廃虚については、平成25年６月に一般質問で質問いたしました。答弁では、国土交通省など協議をしながら進めていきたいと回答されました。その後協議は済んだのかお尋ねいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　次に、大きな３点目の会津縦貫南道路開通前の景観改善についてでございますが、まず25年６月の定例会というのは、私は町長に就任していません。ですから、その就任前のことをちょっと答弁することになるわけでございますが、廃虚とは旧湯野上観光ホテルのことと察しておりますが、議員おただしでありました25年の６月定例会の一般質問の答弁内容を拝見しますと、国交省との協議の経過につきましては報告書と文書での確認はできておりません。それは文書が残っているということではないのですが、確認はできないという状態でございます。

当該物件につきましては、以前の質問でも前町長が答弁しているように私有財産でございますから、町が単独で取り壊すことはできません。そういう実情でございます。議員が以前おただしの際にも、町が積極的に関与し、解体できないかとのご意見でございますが、まず当該建物に関しては地元地権者もおられますことから、町が主体的に関与することの是非も検討しなければなりませんが、今後緊急性が高いと判断され、仮に町が代執行を行う場合には巨額の解体費用が見込まれます。それを一旦町が負担し、建物の所有者へ解体費用を請求することになり、現在建物の所有者が解散している企業であることから、解体費用を回収することは非常に困難だと判断しています。そのような状況で財政的負担も大きく、回収困難な費用に公費を投入することは大変厳しい状況であると考えております。

なお、当該地域に対する景観改善は必要なものと理解しておりますので、今後とも専門家からのご意見を伺うなど、可能な方策について考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問はありませんか。

11番。

○11番（星輝夫君）　それでは、再質問させていただきます。

このことにつきましては、私が議員になりたての頃に質問いたしました。そして、その後２か月過ぎて議会だより来まして、国交省と協議をするという文面が残っております。そうしますと、国交省とは協議していないということでよろしいのでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長。

○町長（星學君）　今の質問の件でございますが、この質問が提出されてから今の担当課のほうから調べさせましたけれども、そういうことは残っていないということでした。私も事務引継ぎにはそういうことは残っていないと、書いてあるものはなかったと、こう判断していますけれども、いずれにしても行政の執行というのはいろいろつながり、継続性を考えないと駄目ですから、今後もこうしたやり方の、空き家対策だとか、そういうものについては、ぜひ専門家の人たちとの意見を聞きながら進めていくということは変わりはございません。ただし、あの物件については底地が個人名義になっていまして、

建物は価値がないのです。他町村でやっている例を見ますと、やはりそうした価値のあるものは競売にかけたときに町で緊急性がある場合に取壊しをして、そうしたことで公費を支出している町村もございますけれども、何せ裁判所にかけても競売にかかる物件ではないのです。ですから、町で落とすこともできない状態なのです。ですから、これが非常にやりづらい建物であることは皆さんご承知していただかないとこれは前に進まない。ただ、そこを税金で投入するかしないかについては、これはもう少し皆さん方と話合いをしながら決めていかないと、なかなか5,000万円以上、１億円ぐらいかかるものでありますから、ただ単に税金を投入するということにはいかないと私は考えております。ただ、景観をよくするということについては変わりはございませんので、今後引き続き専門家の人たちのご意見を聞きながら、また町民の意見を聞きながら進めていくということは当然だと。国交省についても、これはあくまでも法律的にのっとってやるとすれば、その法律の中に当てはまらないとそれは実施できません。そういうところは了解していただきたいと。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問ありませんか。

11番。

○11番（星輝夫君）　あのような廃墟した建物、土湯温泉、飯坂温泉何年か前に復興予算で解体しているのです。そこで、昨年の12月の28日、今年飯坂温泉で３軒ほど解体するみたいなのです。それは、国の災害等廃棄物処理事業というのあるのです。そういったものを活用して実施できないのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　平成27年に空家等対策特別措置法の施行によって、全国の自治体で可能となりましたということは、法律で行政が適正に管理して、所有者に代わって取り組むことはできる。しかし、その費用を義務者から徴収することになっている。その徴収する相手がいないということだと思います。そして、道路にオーバーハングした木や枝を伐採する、あるいは敷地に放置されたごみを撤去する、倒壊のおそれがある家屋を解体すると、これは自治体が代わって行うという行政代執行の件だと思うのです。これをやはりどのようにするかということが今後、今質問の中身で考えて協議していかないと、ただ単にここでどうなのでしょうかって言われてもこの法律は法律なのだ。しかし、その費用を義務者が徴収するということになると、今の湯野上のホテル、旧ホテルの場合はそれができないのです。だから、行政だけで出す、国だけでは出す、国は全部100％出しませんよ、これは。やはり地方自治体が出さなければならぬ。あるいは、そこを買う人がいないと駄目。だから、そういう裏づけがあって初めてそういう事業ができることです。だから、ただ単純に壊して元に戻すというだけの話では、これ成り立っていかない、この法律。そういう決め事だと。だから、そういうことの例はひとつあるのですよ、いろいろ。白河、西郷のホテルもそうだと。隣町のかっぽう旅館なんかもそうだと。喫茶店なんかもそう。要するに緊急措置でできた。あれは法律前にやっているのですけれ

ども、そういう競売をかけて自治体が買い取っていくと。そうすれば自治体の財産だから壊せるということを、やり方をしていたわけだ。だから、そういうことをこれから専門的な方とやっぱり協議し、指導していただきながらそういう結論を出していくという方法をしないでは、今の段階ではこの国の法律があるからできるということではないのです。これは了解していただかないと困りますから、ひとつご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問はありませんか。

11番。

○11番（星輝夫君）　答弁誠にありがとうございました。ひとつよろしくお願いいたします。

私の一般質問終わりにします。

○議長（小玉智和君）　答弁漏れはありませんか。

○11番（星輝夫君）　ありません。

○議長（小玉智和君）　答弁漏れなしでいいですね。

○11番（星輝夫君）　はい。

○議長（小玉智和君）　それでは、これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、６番、玉川邦夫君。

○６番（玉川邦夫君）　６番、玉川邦夫です。一般質問をさせていただきます。

大きな柱として１点でございます。子どもや若者の意見を政策に反映させる取組についてであります。こども・若者が本音で意見を言える場をつくり、その声を施策に反映すると。こども施策の実施に中心的な役割を担う地方公共団体がしっかり取組を進めていくという趣旨のこども基本法が、昨年４月から施行されました。

そして、11月17日に「これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私も力を尽くしてまいりますので、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう、お願いいたします」との書簡が、加藤鮎子特命担当大臣より出されました。

そこで、４月から施行されたこのこども基本法を町長はどう捉えておられるのかお尋ねします。また、この書簡から執行部として今後どのような検討をされていくのかをお聞かせください。

さらに、近隣の有権者の投票率は、20代から30代35％前後という寂しい結果です。これからの地域を担う若者の低投票率、政治離れの問題は深刻を増しています。また、今まで様々な啓発運動が行われてきましたが、成果には結びつかないまま今日に至っています。これからは、若者世代の声が政策に反映させたまちづくりを目指して、子ども・若者会議（議会）、こういった推進を提案したいと思います。町長の率直なお考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　６番、玉川議員のご質問にお答えいたします。

子どもや若者の意見を政策に反映させる取組についてでございますが、まずこども基本法について、私の立場からの考えを述べさせていただきます。我が国においてはこれまでも子供に関する様々な施策が講じられてきたところでございますが、全国的な少子化と人口減少、さらには児童虐待や不登校問題など、子供を取り巻く状況はますます複雑化、深刻化しているように思われます。これまでの関係省庁、地方自治体ではそれぞれにおいて子供に関する施策を講じてきたわけでございますが、こども基本法ではこれらを総合的かつ確実に実施していくため、国家全体として基本方針を示したものと理解しており、また内閣特命担当大臣の書簡につきましては、こどもまんなか社会の実現のため、国、そして地方が一丸となって取り組んでいくことを要請するものであり、私もその必要性は十分理解しております。

同法第３条の基本理念では、全ての子供について、年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会の確保や社会的活動に参画する機会の確保が示されたことが大変意義深いものと考えております。

また、同法第４条から第７条にかけては国や地方公共団体の責務を定めたほか、事業主に対しては雇用環境の整備を、また国民に対してはこども施策について関心と理解を深めるよう努力義務が課された点にこの法律の重要性を感じているところであります。

議員おただしの執行部として今後どのような検討をしていくのかという点でございますが、本町におきましても子供に関する施策は重要であると捉え、第６次下郷町総合計画において、豊かな心を育む（教育文化）として子供に関する内容を基本計画の第１章に掲げているところでございますので、こども基本法で示された理念に基づき関係機関との連携をさらに強化しながら、総合計画に掲げた政策を着実に実施していく考えでございます。

なお、具体的な取組としましては、令和７年度の第７次下郷町総合計画において、こども基本法の基本理念を軸としながら様々な方面からのご意見を取り入れ、計画策定を進めてまいりたいと思います。

また、これまでの子ども・子育て支援法に基づき下郷町子ども・子育て会議を開催し、定期的に関係機関や保護者からのご意見を頂戴する機会を設けてまいりましたが、当会議をさらに充実していくことで、より意見集約がしやすい形にレベルアップしていくことも一つの有効な手法であると考えております。

また、ご提案いただきました子ども・若者会議（議会）などの推進についてでございますが、こども基本法の第11条においては、国や地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価を行う場合は、その施策の対象となる子供や保護者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずることとされております。現段階においては、本町ではお子さん自身の意見を町政に反映する機会はまだ少ないように思われますので、子ども・若者会議の推進はまさにこの第11条に合致した一つの章であると考えておりますので、今回の貴重なご提案を参考とさせていただきながら、全国の先進事例を含め、今後の検討材料とさせていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　再質問はありませんか。

６番、玉川邦夫君。

○６番（玉川邦夫君）　ありがとうございました。

一番最初の大テーマが私にとっては、この言葉をもう一度皆さんでかみしめてかみしめてもらいたいのですが、というのは少し回答に私期待しているって失礼な言い方で、ちょっとずれを感じたので申し上げます。こどもや若者の意見を政策に反映させる取組についてでございます。

私この質問をなぜ設定したかといいますと、10月だったか、矢吹町の中畑小学校の子ども議会で大変大きくＮＨＫで取り上げました。６年越しで子ども議会のお願い事を町が動いてくれたという、子ども議会で一生懸命やっているところなのですけれども、細かいところ後で申し上げます。

もう一つは、下郷中学校にインタビューに行く機会がありました。これ議会だより載せるということで、町政について何でもいいからしゃべってと、男の子２人が答弁した。その中で、今度高速インターチェンジができるので、まちづくりについて私たち総合学習などを利用してやっているのだと。それを文化祭で発表後、私も文化祭で目の当たりにしました。その後、そういうの行動に出して、大松川分校をお借りして、２回に分けて不十分な感じ、準備は不十分でした。でも、子供が中学生、３年生なのですけれども、いい思い出をつくったと。後ほど終わったときのインタビュー私も持っているので、ご紹介できればお願いしたい。

もう一つが、今回の国からのこの通達、多分通達って言っていないですね。親書、言い方、いわゆるお偉い、内閣府の大臣ですから、書簡という言葉で、とにかく私も頑張りますので、子供たちの意見を入れた施策をつくることをやってくれと、こういった内容の書簡が出て、その後、これも後でお尋ねしますけれども、こども家庭庁というのができまして、その通知が一緒に、ほぼ17日一緒に県から発しているのですけれども、それは届いているのか。これは県教委と県の段階で、あるいは指定都市の段階でストップはされていたのですね、宛名先が。でも、多分地方公共団体に必要な文書であるので、一緒に添付されているのではないかと思うのですけれども、この３つが私の質問をかき立てたと。ですから、私はその内容でこれから質問をさせていきます。

１つは、この通知をどんなふうに職員に実際下ろされたのかちょっと知りたいものですから、お伺いします。

それから、３つ目のところで申し上げましたこども家庭庁長官からのこれは通知になっています。これもほぼ同じ内容で出ています。これをここに届いていて、また各所に下ろされているのか、この２つまずお尋ねします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長。

○町長（星學君）　６番、玉川邦夫議員の再質問にお答えしますが、国のこども家庭庁が発足というのができたのは令和５年５月頃です。法律は23年の４月１日でできているわけでありますが、施行については５月からということになっています。それから、同じ年

の６月13日は、こども未来戦略方針が出されました。それから、11月17日には、特命担当大臣の加藤大臣から書簡が届きました。こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、若者の言いを政策に反映させるための具体的な取組のポイントの流れ、今後の取組の参考としていただけるよう通知を発出しましたという内容で、同じ年の12月11日にこども未来戦略会議が開催されました。こども未来戦略会議会議のポイントは、次元の異なる少子化対策の財源は３兆6,000万円の程度。財源確保のため、公的医療保険に上乗せする支援金を2026年度から徴収すると言いますが、新聞の発表ですと2028年度と。予算のことを申し上げるというのは確認し合うということですから、それを言っているのですよ、私は。私ではなく、これ国で言っている。児童手当の所得制限撤廃、支援対象拡大、第３子の倍増、多子世帯の大学授業料など、高等教育費を25年度から無償化、低所得、独り親世帯向けの児童扶養手当を拡充、こども誰でも通園制度を26年度から全国展開と、こういうのが未来戦略のポイント、そして政府が今進めている内容です。

また、加藤大臣の書簡について詳しく、これ全部読み上げますと時間かかりますから要約します。基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現、「こどもまんなか社会」、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者の意見を反映させる措置を講ずると。若者と直接の意見交換、子育て当事者の意見を反映する取組を継続的に行うと。国の取組などを示し、地方公共団体の好事例の創出、横展開を図る。新たな事業を始める。若者、子育て当事者の意見を聴き、政策に反映するよう積極的に進めてくださいと、これが加藤大臣の所管です、中身は。それに基づいて今答弁したわけですので、この２次質問についての職員に通知したとか、こういう家庭庁から通知で来たものを各係だとか課にということは、これ行政の縦割りというのは悪いけれども、話だけれども、やはりそういうところにしか行かない、文書は。実際は。ただし、健康福祉の子ども・子育ての会議についてもやはり充実させるということで、今答弁で申し上げたとおり。そうした中身を充実されることによって、今国が進めている子ども・子育ての家庭庁ののご意見というか、法律に基づくものについては進めていくという考えでございますし、また新たにそうした法律の11条に合致したものを考えていくと、子ども・若者会議を設置して、そしてその中身を推進していくということにしていきたいと思いますので、議員のご協力お願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

６番、玉川邦夫君。

○６番（玉川邦夫君）　分かりました。各所、課長から下に職員というのですか、ひょっとすると下りてはいないと、私はそう聞き取りました。これだけ大事にしているものですので、これから最後のほうには第７次総合計画でそういうものを網羅していくことが大事であるというふうに回答いただいていますので、ぜひ皆さん職員がこういう通達が出て、今子供を大事にしているというところの国の動きを共通歩調で取り組んでいただければ、そういうことをまずひとつ願っております。

このこども基本法って、いろいろ確かありました、少子化問題とか体罰、不登校。それより今回出たのは、子どもの権利を保障するという、その権利を保障する。その中でも強く出ているのが、私がこの中で話題にしているのが、今まであまり明確にされていなかったの。いわゆる意見とか考えを取り上げる、そういうことを子供だから、大きくなったら頑張ろうねぐらいで抑えているような気がする。だから、そういった意見表明権というのが込められているという解説もございます。

そして、それに基づいて、５月になってこども家庭庁がありました。これはもうこども・若者の声を聴くことが自治体の義務であると、ちゃんと聴きなさいと、私はそうだと思います。最近私は考え方として、子供や若者を将来を担う、そういう言葉をもう常に私自身も使っている。将来を担う子供、財産であるというより、私は今生きている市民なのです。年は１歳から18歳、切りがなく年代層はありますけれども、一市民だと。これを尊重してもらわないと。誰々君が言ったぐらいでなくて、ひとつ耳を傾けてその子の主張しようとしているのを酌み取ってあげる、そのぐらいこの子供たち、当然若者なおそうです。一市民であるということ。選挙権云々で拒否されたら困るわけです。選挙権は18歳からかもしれませんけれども、一市民であるということでぜひ捉えていただきたいと。

次に、先ほど下中の子供たちちょっとお話ししましたけれども、まちづくりを考えようという、学校では総合学習、いろんな形で小学校、中学校、高校も、あるいはさらには大学も考えているのです。自分たちは何ができるかというの一生懸命考えています。これは議会だより先月号に、ちょっと行数は少ないですけれども、酌み取ることができます。あの子たちを私は追跡したというか、どこまでできるのか。やってみて大変だと、もっと応援を頼まなければならなかった。あるいは、ＰＲをもっと上手にやりたかった。でも、これを今度２年生から３年生になる子供たちに継いでほしいなと、そういうコメントを言ってくれました。

また、まちづくりを考える機会があるなら、議会のような子ども議会、私も言葉出しましたけれども、町長さんとか、あるいは私たちの議長さんとしゃべる機会があったらいいなと。これとっても大事なことなのです。子供、政治に無関心な若者という非常に失礼な代名詞をつけますが、こういうことをされないで育ってきたのかなと私なりに反省はしております。

そこで、２つ目の発問として、執行部として今後どのような検討をされていくのかという、お聞かせくださいという質問を投げかけたところこの回答書をいただきまして、本町においては子供に関する施策は重要であると。これどうもこの子供に関する施策、これが私の言っているのとずれがあるのではないかと思うのです。子供たちに関する施策は重要であると考え、第６次計画のトップに子育てを含むと書いている。何も子供だけではなくてもいいのですけれども、こういうふうに捉えてしまうと私の質問はちょっと困るのですけれども、執行部で今後、それこそ町長さんだけではなく、みんなそれぞれ課のトップ、課長さんたちも考えている。この書簡から、こうしたいなとか、こうすべきかなというのを、そういう声が集約されて出てくるのかなと思いましたけれども、

ちょっと寂しい。もし付け足し等あれば、町長、お願いします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長。

○町長（星學君）　大変貴重な意見をいただきましたけれども、やっぱり趣旨の説明をちゃんとして書いていただかないと、食い違い、ずれがありますって言われても、私はこれは答弁に悩みます。やっぱり謙虚さがないと駄目だ。いろいろなことをする、実行していただく、やっぱり実行していただいたらありがとうございました、それが子供の教育ですよ、最初まず。学校の子供たちがそう望んで意見を聞いたならば、やはりそれをすぐに町政に反映すべきでないかということを言っていただいたほうがいいです。それを議員が持っていても、それ反映できない場合がある。執行部ではない。執行部と議会は一緒になってやるべきだから、これは。だから、この答弁、質問要旨をちゃんと書いていただくならば、そこはちゃんとしたお答えをすることもできます。やはり議員が考えていることのようにやっぱりやるべきだと私は思っていますから。それはぜひお願いしたいと思います。

それから、書簡の集約とか、これ職員はみんなそう思っているのです。町をよくしたい、子供をよくしたいということが、それ思っていますので、ぜひそういう機会を捉えていただいて、話合いの場を設けるとか、やはりこうしたらいいのではないか、ああしたらいいのではないかということは、広く会議を興してやっていくつもりでございますので、ぜひ議会でなくても通常の、通常会議も開催しているわけですから、そういうことは常々所管課でなくても、どこの課へ行ってもそれは聞いたり、話されることが今度の通年議会の中身でもあるのではないですか。私はそう思っていますけれども、だからそういうことも含めて今後あるべき姿をつくっていただくということが必要だと。今までは通年議会でないから、それは一旦切れますから、やはり通年議会となればもう常にそういうことができる。そして、本会議のときに質問したり、委員会のときにお願いしたりということはできるようになっているわけですから。ですから、それを言っていただくようにするの一番いいやり方だと私は考えておりますので、ぜひお願いしたいと思います。まだ６番議員の再質問等についての答弁は十分でないとしても、まだ時間がたっぷりありますので、そういうことでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問はありますか。

６番、玉川邦夫君。

○６番（玉川邦夫君）　ありがとうございました。全くだなと、私もついついうなずきながら聞かせていただきました。何も責めるわけでも何でもないのですけれども、この２つのいわゆる国から出たものって、やっぱり私本当になるほどなと実は驚きながら読ませていただいたというのが本当のところで、ああ、これからはこうなければならないな、そういう意味で自分を正されたような文書なので、ぜひ町の執行部あたりも当然そういう通知を見ながら今度の第７次をつくられるのかなというふうに期待しております。

最後、若者会議、若者議会、子ども議会、最近はこの言葉を、学校にちょっとお尋ね

したら、中学校では、玉川さん、主権者教育ですかって言われまして、ああ、初めて聞いたよと、ああ、そうかもしれないななんて、ちょっと調べたら主権者教育なのです。これは子ども議会、いわゆる若者議会とイコールって言い方はできないかもしれませんけれども、学校とか教育、公の場でこういうふうにして子供たちと議会のようなことをして、そしてみんなでいろんなものを決めていくという合議制、議会もそうですけれども、合議制というのを学習していくようです。

先ほど我々は、議会改革、法整備をして、これに近い内容の部分があります。その中の一つに一般会議がございます。これは私も議員という立場を引退したとしても、ああ、いい制度があるなと。いわゆる議会でなくて、一般の大人たちがぜひ町の行政についてお話ししたいなとか、議員さんたちとお話ししたいなという場を設けることができる会議です。先ほど町長のほうも大いにそういうのを待っていないで、どんどんやっていけばいいのではないかという、そういうのもコメントをいただきました。この一般会議、これは本当に基本条例第５条にあります。町民や団体の意見交換の場を設けて、積極的に政策をその中に入れてあげるということのものです。

もう一つこれはお聞きしたいです、すみません。町長さん数年前、私もお願いした懇談会というのも開いていただきました。１回限りだったのですけれども、各地区全てを回れなかったと。どうも盛り上がりに欠けるというような話もあったかなと思うのですけれども、あれから四、五年がもう過ぎています。とてもよかったよというところもあるのだろうというふうに私は思っているのですけれども、その声は実際確認はしていませんが、この進め方がやはり一つの今回提示した法律の中でも触れるとても大事な行動かなと、町長さんにとってはこの町民と座談会するという。この辺今お考えをお聞かせください。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　大変貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

まず、私も遠慮しているのだか分からないけれども、学校教育の中身については非常に関心はあるのだけれども、そうした機会を捉えて、子ども会議だとか、子ども議会だとか、そういうことができればいいなと常々思っていますけれども、学校は学校の考えもありますし、そうしたところで遠慮はしていました。ただし、町長が総合教育会議の中の主管をするというふうなことに法律で決まってきましたから、ぜひそういう機会を設けてやっていくことが私は必要であると。ましてや厚生労働省も文部科学省との合作でできたような家庭庁でございますから、これは事務のそういう担当者が集まってできている家庭庁と。それも国で言っていることだ。私が言っていることではない。

そんなことで、できるならば今年度というか、６年度についてはやっぱり移動町長室なんかも考えて教育委員会のほうにお願いしているところです。いろいろな子供の考え方を聞くと。それをもう少し進めていくとすれば、子ども議会だということにもなろうかと思います。まず、そうした子供たちの今考えていることを十分に聞き取る機会を設けるということが前提であります。そして、それをすることによって学校関係者とすり

合わせをするということが大切。一方的に町の執行部が進めるということにはやっぱり、これは学校は学校の、独自の考えがございますから、それはそうしていかないとまずい。

それから、一般会議、要するに議会でつくっていただいた一般会議、町としても懇談会やりましたけれども、各行政区から申出のあった行政区でやりました。第６次総合計画に先立って説明会をやりましたけれども、その説明会ということでやったわけですが、取り方によっては町長の選挙運動かという、終わったときに書いてもらうときに書いてあることがあるのです。いや、これでは、理解してくれる町民は理解してくれる。しかし、そういう理解する方もいらっしゃることは間違いないのです。ですから、そこは俺が遠慮したのです。今後はそういうことないようにするためにはどのようにするかということもやはり考えながらこれからはやらないと、やっぱりそういう誤解を招くおそれがあります。ですから、そんなこともありましたので、大事な進め方、これをしっかりとするためにはいろいろな事業あるいはこれから進めていかなければならない中身、そういうものをまずもって事前に協議をして、町が進めようとする内容をまず区民の方、町民の方にまず文書で申し上げて、そして座談会なら座談会を開いていただく行政区があればやっていくということにしないと勘違いされる場合もございますので、その辺はご了解いただきたいと思いますけれども、今後はそうしたことを踏まえながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　教育委員会からはいいですか。答弁いいですか、教育委員会からは。何かありますか。

（「結構です」の声あり）

○議長（小玉智和君）　ないね。

（「はい」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、６番、玉川邦夫君。

○６番（玉川邦夫君）　ありがとうございます。選挙運動なんては町民は言いませんよ、これは。そういう怖さのあるときには、うちらの町長はもうこういうのをちょいちょいやっているのだよと、いわゆる数多く実績をつくっていただくことだと思いますけれども、私も今度地区に来たら楽しみにしたいと思っております。

学校さんにも協力いただく中身もあるかなというふうには思っております。あとは、よく言うパブリックコメントって、規約なんか変えるときには声をお寄せいただこうなんていうこともあるかと。いろんな形でとにかく町民の声を、本当にささやかなことかもしれませんけれども、入れて持っていくと、子供なんかの感想見ると、ああ、こういうのは自分の言った、あるいは自分の思っていたことが町政にも生かされるのだなという、そういう瞬間があるのだと思います。

これいい事例は、これも報道になりましたけれども、住民がとにかくうるさくてしようがない、この公園をちょっと静かにしてくれるか、ちょっと移動してくれないかと、これがちょっと話題になりましたよね。大勢の市民そうだなという一つの強いあれがあって、そこをかなり整備されてしまったというか、子供たちのうるさいという、子供た

ちのキンキン声に苦情を申した。市はそれに動いたと。しかし、これを今回のこども・若者の意見を聞くという、こういう姿勢があれば、そんなことは起こらないのです。子供たちは声を出して遊びたい。それが発達時期ですので、じいちゃん、我慢してねと、一緒に混ざったらと、そういうふうに言いたいくらい。そういう事例も実際にあるのです。だから、町民の声というのは貴重でありながら、いわゆる方向性をまた変えてあげるという、そういう力も行政あるいは議会なんかもあるのかなというふうに思っております。

さて、最後になりました。あと６分。大分いろいろ織り交ぜて質問したので、このぐらいにしたいと思います。実際にやっぱりこれから町長さん、今お話しいただいたような懇談会、我々市民にとっては一般会議を有効に使いながら私たちの気持ちを調整、調整はどう取るかというのはこれはその問題で、必ず俺は言ったのだけれども、そういうのもう頓挫していますなんていうのでは残念なわけで、厳しいからこうなっているよと、そういうこともあるかと思いますが、お互いに怖がらないでというか、町民の声を聞いて、執行部、議員、運営を図っていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君）　答弁はいいですね。

○６番（玉川邦夫君）　はい、結構です。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　大変貴重なご意見というか、質問をいただきましてありがとうございます。

まず、行政の重点事業の要望などについては、以前やっていたものをまた元に戻して意見を聞いて、そして反映していくと。それから、町民の様々な意見については、耳に入ったものについてはやっぱりできる限り実行、実現していくというのが私の考えでありますから、例えばそれができなかったということは俺はないと思う。私自身がないと思っているのです。それは大きな事業の場合は、次年度年次計画で進めていくと、これは仕方がないのです。ただ、町民がこれで困っているということになれば、それはすぐ事業の展開をしていくというのが今までの私の考えでありますので、町民の声をしっかりと聞きながら今後も進めていくということには間違いございません。それに議員様のご協力をお願いしたいと、こう思います。

懇談会についても、ぜひそのように実行できればと考えておりますので、また行政区の区長さんはじめ役員の方、あるいは団体の方でもいいのです。やはり町政のことについて、あるいは町のことについてお聞きしたいということになれば、それは出向いていってもいいし、来ていただいてもいいし、実行していく考えでございます。よろしくご理解のほどお願いして最後の答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　６番、答弁漏れありませんね。

○６番（玉川邦夫君）　はい、ありません。

○議長（小玉智和君）　それでは、ただいまより休憩いたします。（午前１１時１６分）

○議長（小玉智和君）　再開いたします。（午前１１時２５分）

次に、１番、星和志君。

○１番（星和志君）　議席番号１番、星和志、一般質問をさせていただきます。

町民への投資・挑戦。少子高齢化が問題とされている現在で、私自身も若者向けに何度か質問をいたしました。しかし、町民の多数が高齢者であるのが現状です。この現状では、若者だけでなく、高齢者なども含めた町民全体の活力が必要だと考えました。

そこで、町民全体でのまちづくりの一環として、様々な方からイベントなどの企画を募集し、その費用を補助するチャレンジ企画ができれば町の活性化につながるのではと考えました。様々な方にもチャンスが訪れ、その考えていた企画が日の目を見るとなればその方の人生の活力と町への愛着が生まれ、町全体も活気づいてくると考えます。

前回、町長が挑戦するつもりでいくと言われていたとおり、町民に挑戦の機会を与えることでその提案が恒例イベントなどにつながることがあるかもしれません。今まで以上に目まぐるしいスピードで変わる世の中では、企画や検討時間を削減し、現在の力を活用し、何度も挑戦することのほうが合うと考えます。

町長が挑戦するにも任期が迫ってまいりましたが、挑戦を町民に託す選択も一つです。この施策に対する意見と町長の考える実現可能で効果的であると考える施策を伺います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　それでは、１番、星和志議員のご質問にお答えします。

町民への投資・挑戦についてでございますが、以前の答弁でも申し上げましたとおり、第６次総合計画の第５章、まちづくり人づくり（協働推進）の中で、まちづくりを行うに当たっては、行政のみならず、町民の皆さんや町議会との協働が求められているところであり、まちづくりの基本は人づくりと昔から言われているように、自発的、自律的に、さらには積極的に多くの町民の皆さんが自分のこととして本町のまちづくり、地域づくりに関わっていただくような環境の整備や当然ながら町民の皆様の意見、意識改革も必要であろうと考えております。このためには、町の人口減少や少子高齢化など本町のような過疎・中山間農村地帯の抱える諸問題についても真摯に向き合い、広報紙や町のホームページなどで各種の行政情報の提供と情報の共有を図りながら、町民の皆様の積極的な行政参加をお願いしたいと考えているところであります。

おただしの募集型のまちづくり、地域づくり事業に対する支援といたしましては、令和３年度から未来創生ふるさとまちづくり支援事業を創設し、地域住民から自らの地域の未来を考え、その実現に向けて実施する住民主体のまちづくりを支援しているところであります。これまで５つの行政区で活用しておりますので、町民が主体となり、地域の特色を生かしたまちづくり、村づくり事業を積極的に実施いただきたいと思います。各地域の皆様のご協力には敬意を表するところでございます。

さらに県では、募集型事業といたしまして地域創生総合支援事業、いわゆるサポート

事業を継続しております。こちらにつきましては、一般枠といたしましてＮＰＯ等の民間団体が実施する事業で先駆的な、広域的な事業や、また過疎・中山間枠といたしまして、集落等の活性化事業や収益事業などの実施も可能となっております。それぞれ補助限度額や補助率等でございますが、内容といたしましては補助メニューも様々ございますので、積極的に活用をいただければと思います。

また、議員おただしの町民への投資・挑戦でございますが、町民の皆様が夢や希望、意欲を持ってまちづくりに参加できるような支援をすることは、非常に大切なことだと思います。しかしながら、行政が税金を投入して補助支援をしていくということは、先ほどの県のサポート事業も同じでございますが、実施事業自体の発生性はもとより、事業の広域性、公共性、持続可能な継続性が大切ではないかと考えております。さらには、投資という意味でも補助金を事業のきっかけとして活用しながら、単発的なイベントなどで終わるのではなくて、しっかりとした事業の計画性、将来性があり、地域課題に対していかに貢献していくかというまちづくりの観点が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、少子高齢化が進む本町にとって、町民の皆さんが元気で意欲を持ってまちづくりに参加できるよう、環境づくりは今後一層進めていかなければなりません。令和６年度中には、令和７年度以降の第７次総合計画の策定を予定しておりますので、関係機関はもとより、ぜひ若者や女性の皆様をはじめ、多くの町民の方々にご参画いただき、様々なご意見をいただきながら施策策定に反映できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

若者の提案力の高さ、それは積極的に受け入れ、本気で若者を応援すると、地域課題に対しまして貢献していく、提案する会議の主題事例が必要であると私は考えておりますので、ぜひ参画をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問はありませんか。

１番。

○１番（星和志君）　質問させていただきます。

まちづくりの基本は人づくりとありましたが、昔も今も変わらないでしょうけれども、行政と町民はどんどんかけ離れていっていると感じているのですが、その例として目に見えるものとしては、最近でいうとオンライン化してどんどん役場も使わなくなっていったり、議員の成り手不足などが目に見えるところであります。そして、恩恵を受けているのは会社やＮＰＯとか諸団体とか行政区であって、個人としては行政手続ぐらいでしか関わりがありません。そして、自分も議員になる前はもう全く関わりがありませんでした。そして、興味もありませんでした。そこを改善し、興味や関心を持たせることが大事だと考えますが、どうでしょうか。

そして、募集型事業としてもう既に県ではサポート事業があるとありましたが、これも県や国の施策だと規模が大きかったりして、それに挑戦する人が限られてきてしまうと思うのです。そして、そのハードルを緩和して裾野を広げるのが地方自治体の役目ではないかと考えます。そして、町は個人レベルを助成し、挑戦することを可能にして、

失敗、成功を繰り返させて成長させ、そこでその次の段階、ステップアップして国のサポート事業などに挑戦できる取組、ストーリーづくりをするのが仕事ではないかと考えたのですが、町長、これからどうされていきますでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　非常にいい質問だと私は思います。最初の答弁についてはご理解いただいたことと思いますが、コロナ禍が４年間ありまして、そうした町民だとか団体とかの会議も書面でやるようになっていました。残念ですけれども、仕方がなかったのです。ただ、５類になってから、５年度の後半から徐々にそうしたものができるように、会議なされるように、あるいはいろいろな話が聞けるようになってきましたので、大変安心はしていますけれども、やはり議員がおただしのあったこと、要するに町の中でやっぱり個人的に、あるいは少人数の団体でもいろいろな制度を設けてはどうかというようなおただしでありますけれども、私が考えていることからすると非常に合っているのかなと感じて、頑張ってもらいたい。最初に言ったように、若者の提案力の高さは評価しています。積極的にやっぱり受け入れるということも私も１回目の答弁で、これは必要です。そして、ジダイ事例ができるよう目指したいというのが私の考えでございますので、ぜひそういう機会をつくるべく、総合戦略をぜひ検討しますから、そのときには挑戦していただいて、ジダイ事例ができるよう目指していただきたいと。やはりそれは必要だと思います。若い人たちの考えている提案力をやっぱり将来性を持って、町の将来のことを思ってやっぱり積極的に取り入れていくという考えは常日頃から思っております。そんなことで、次の機会でまたそういう議論ができれば私は大変うれしく感じますけれども、今日はそういうことでお答えしておきますけれども、そのような方向性は変わりはございませんので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問はありますか。

１番。

○１番（星和志君）　ぜひ期待しております。

そして、現在地方は衰退していっているのですが、ここで何もしないという選択肢はすごい善悪でいうと悪と感じているのですけれども、ここで何かを削減したりするのも行動力の一つであると思いますし、やっぱり今までやった施策の効果検証などをして新しいものに予算を展開していく。先ほど町長も意見があればすぐ展開していくとおっしゃられたのですけれども、そういったやっぱり検証をして、今までのものを効果検証して予算づくりをしていくというのも必要ではないかと思います。そして、こういったことをしていけば、結果納税にも反映されると思うのです。なので、ぜひ前向きに検討してほしいと思いました。

そして、現在個人的にもイベントや事業をやっている方たちがいるのですが、私はそれを見て、こういったスポーツやら手作りのワークショップとか、販売とか、あとまた農業、農業は何か農業と婚活事業をコラボしてやりたいとか、そういった意見も聞いて

いて、それを町が補助していけば定住や町への愛着やら、もう相乗効果でよくなることだらけだと思うのです。それなので、町長も前向きに考えるとおっしゃっていたので、これお願いにしかならないのですけれども、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長。

○町長（星學君）　まさに１番議員がおっしゃっているとおりの時代に突入したなということで、内閣府では今からでも遅くないというようなことを言っているのです。これ読み上げると長くなるのですけれども、今がチャンスだと言っているけれども、今を除いてチャンスなんて幾らでもあったの。国がそうした政策でやっていったならば、こんな状態、地域が衰退するなんて状態にならなかったと私は思っているのです。しかし、小さな自治体でもできることはやってきたつもりでいるのです、私は。しかし、第６次総合計画についての評価はしなくてはならない。その評価をしていただいて、そして第７次総合計画の策定をしなければならない。それは当然です。ですから、そうした考えでやっていきたいと思いますし、あらゆる現在個人でやっている事業だとか、やはり個人でやっていることについての支援はもう必要なのだけれども、やはり町の町民の人たちの評価を得ないと駄目なのですよ、これは。これあくまでも町は皆さんからいただいている、国から地方交付税いただいている中でやっているわけですから、そこはやっぱり少し考えていただいて、これなら十分に将来性がある事業であれば、ただ直近の問題についてはいろいろ今議員がおっしゃったようにあると思うのです。それは理解できると思うのだ。だから、そういう事業であれば私は町民全体から賛成を得られると、こう思っていますので、ぜひそういうことの事業のつくり方、進め方、要するにそういうものの事業の取り組み方についてさらに検討しながら、そしてそういう若い人の考え方を吸い上げていって、それを実行していくということは必要であると考えていますから、ぜひ私の個人のワークショップでもいいです。ぜひそういう機会をつくっていただいて、やはりそれを町政に反映するということも一つの手ではないかと思いますので、ひとつちょっと私的なことに入ってしまいましたけれども、しかしそういうものを考えていますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問はありませんか。

１番、星和志君。

○１番（星和志君）　町民の意見を聞いて全てを網羅するというのは、今やっていることでも多分全然誰も参加していなかったり、網羅することは多分どっちにしても難しいと思うのです。そして、自分はそれをあまり考えないというのもなんですけれども、数撃てば当たるではないですけれども、数撃てばビッグデータというか、その効果検証して、収益このぐらいとかいろんなデータが取れるので、それがまた行政の施策づくりに反映できるのではないかと考えました。ただ、全て網羅するのは難しい。どっちにしても難しい。今までだって網羅されていないイベントや施策だと思うので、そこにあまり固執

するとまた何もできなくなってしまう、負のサイクルになってしまうのではないかと思います。何回も挑戦していただきたいです。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　この答弁については、やっぱり来年は合併70周年なのです。この69年間における下郷の成長は確かなものだと私は思っているのです。議員の皆様はじめ町民の皆様がこうして下郷町を考えていただいて、そして69年間進んできたと私は考えておりますので、ほかの町村も確かにすごく頑張っているわけですが、今までそうした先輩方、先人の人たちに感謝しなければならないと私は常々思っていますから、そうした若い人の意見も取り入れながらそうした政策を、環境のできる町にしていくことをこれからもやっていきたいと。自分の町ですから、生まれた町ですから、真剣に考えたまちづくりに皆さんぜひ参画していただきたいと思う。郷土愛が育っていくように努めていきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

○１番（星和志君）　ありません。

○議長（小玉智和君）　ありませんか。

○１番（星和志君）　はい。

○議長（小玉智和君）　答弁漏れはありませんね。

○１番（星和志君）　はい。

○議長（小玉智和君）　それでは、これで１番、星和志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第２　休会の件

○議長（小玉智和君）　日程第２、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日３月５日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、明日３月５日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は３月８日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。（午前１１時４９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

　　令和６年３月４日

　　　　下郷町議会議長

　　　　　同　署名議員

　　　　　同　署名議員

令和５年度下郷町議会３月会議会議録第３号

招集年月日	令和６年３月１日			
本会議の日程	令和６年３月１日から３月８日までの８日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和６年３月８日　午前１０時００分	議長	小　玉　智　和
	散会	令和６年３月８日　午後　２時３６分	議長	小　玉　智　和
応招議員	１番　星　　和　志 ３番　佐　藤　　勤 ５番　星　　昌　彦 ７番　佐　藤　盛　雄 ９番　湯　田　健　二 １１番　星　　輝　夫	２番　小　椋　淑　孝 ４番　山名田　久美子 ６番　玉　川　邦　夫 ８番　湯　田　純　朗 １０番　星　　能　哲 １２番　小　玉　智　和		
不応招議員	なし			
出席議員	１番　星　　和　志 ３番　佐　藤　　勤 ５番　星　　昌　彦 ７番　佐　藤　盛　雄 ９番　湯　田　健　二 １１番　星　　輝　夫	２番　小　椋　淑　孝 ４番　山名田　久美子 ６番　玉　川　邦　夫 ８番　湯　田　純　朗 １０番　星　　能　哲 １２番　小　玉　智　和		
欠席議員	なし			
会議録署名議員	２番　小　椋　淑　孝	３番　佐　藤　　勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　星　　學 参事兼総務課長　湯　田　英　幸 税務課長兼会計管理者　玉　川　清　美 健康福祉課長　佐　藤　英　勝 建設課長　猪　股　朋　弘 教育次長　湯　田　浩　光 農業委員会事務局長　大　竹　浩　二	副町長　室　井　　哲 総合政策課長　玉　川　武　之 町民課長　室　井　節　夫 農林課長　只　浦　孝　行 教育長　湯　田　嘉　朗 代表監査委員　五十嵐　　浩		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長　荒　井　康　貴 書記　芳賀沼　崇　正	書記　室　井　徳　人		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和５年度下郷町議会３月会議議事日程（第３号）

期日：令和６年３月８日（金）午前１０時開議

開　　議		
日程第　１	報告第　６号	専決処分の報告について （専決第３号　損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第　２	報告第　７号	専決処分の報告について （専決第４号　損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第　３	報告第　８号	専決処分の報告について （専決第５号　損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第　４	報告第　９号	専決処分の報告について （専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第　５	議案第３９号	教育長の任命について
日程第　６	議案第４０号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第　７	議案第４１号	会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
日程第　８	議案第４２号	下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
日程第　９	議案第４３号	下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について
日程第１０	議案第４４号	下郷町公共施設等整備基金条例の設定について
日程第１１	議案第４５号	下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定について
日程第１２	議案第４６号	下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について
日程第１３	議案第４７号	下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第１４	議案第４８号	下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について
日程第１５	議案第４９号	下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について
日程第１６	議案第５０号	下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について
日程第１７	議案第５１号	下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第１８	議案第５２号	下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第１９	議案第５３号	下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第２０	議案第５４号	下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第２１	議案第５５号	下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第２２　　議案第５６号　下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定について
日程第２３　　議案第５７号　下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について
日程第２４　　議案第５８号　道の駅しもごうの指定管理者の指定について
日程第２５　　議案第５９号　町道の路線廃止について
日程第２６　　議案第６０号　令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）
日程第２７　　議案第６１号　令和５年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
日程第２８　　議案第６２号　令和５年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第２９　　議案第６３号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３０　　議案第６４号　令和６年度下郷町一般会計予算
（予算特別委員会報告）
日程第３１　　議案第６５号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
日程第３２　　議案第６６号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会報告）
日程第３３　　議案第６７号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算
（予算特別委員会報告）
日程第３４　　議案第６８号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算
（予算特別委員会報告）
日程第３５　　議案第６９号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算
（予算特別委員会報告）
日程第３６　　議員提出議案第６号　下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について
追加日程第　１　町長提案理由の説明
追加日程第　２　議案第７０号　除雪車購入契約について
追加日程第　３　請願・陳情
委員会付託
（総務文教常任委員会）
陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情
追加日程第　４　議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
散　　　会

（会議の経過）

○議長（小玉智和君）　おはようございます。

12月議会は本日で終了でございます。各議案の質疑、答弁については、簡潔明瞭にてお願いいたします。

令和５年３月議会も本日で終了でございます。本日も一日よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第１　報告第６号　専決処分の報告について
（専決第３号　損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第２　報告第７号　専決処分の報告について
（専決第４号　損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第３　報告第８号　専決処分の報告について
（専決第５号　損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（小玉智和君）　日程第１、報告第６号　専決処分の報告について（専決第３号　損害賠償の額の決定及び和解について）の件から日程第３、報告第８号　専決処分の報告について（専決第５号　損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　皆さん、おはようございます。報告第６号から７号、８号にかけましては、一括説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、２ページをお開きいただきたいと思います。専決第３号、専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分するものでございます。

損害賠償の額の決定及び和解について。町は、令和５年11月９日発生した自動車事故について、次のとおり損害を賠償し和解する。

１、損害を賠償し和解する相手方、（同乗者）となってございます。住所なのですが、福島県郡山市亀田１丁目52―17、氏名、高松雄一郎。

２、損害賠償の額、５万450円（過失割合は相手方が零％、町側が100％であるため、町側は相手方へ対人損害額５万450円を負担することとする）。

３、事故の状況でございますが、令和５年11月９日午後２時35分頃、総合政策課職員が運転する公用車（会津500ち8118）が会津若松市内の出張先へ向かう際、県道64号会津若松裏磐梯線を走行中、会津若松市花春町地内において、渋滞により前方に停車していたアサヒシューズ株式会社の社用車（郡山400す2462）の後方部分に追突し、相手方（同乗者）でございます。に損害を与えた。

４、本件については、損害賠償の額を上記のとおりとして、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求訴訟等は行わないというような内容でございます。

次のページ、４ページをお開きください。先ほどの方が同乗者でございましたが、こちら運転者になってございます。内容は同じでございますが、まず１番、損害を賠償し和解する相手方、運転者、住所、福島県郡山市富久山町久保田字大原134―28、氏名、新田豊美さんでございます。

２、損害賠償の額、４万7,360円、内容は同じでございます。

事故の状況につきましても、この方が運転者というような記載になってございます。

続きまして、６ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、車の関係になってございます。１番ですが、損害を賠償し和解する相手方、（所有者）でございます。住所、東京都千代田区有楽町２丁目10―１、東京交通会館５階、氏名、アサヒシューズ株式会社、代表取締役社長、牛島紀幸でございます。

２、損害賠償の額、58万1,977円ということで、こちらが、相手方がゼロ、町側が100ということで、全額賠償という形になってございます。

事故の状況でございますが、こちらも先ほど述べた、ご説明したとおりでございます。

以上３件についてご説明させていただきました。なお、乗っていた方が実はもう一人おりまして、ちょっと高齢の方なのですが、この中では一番ちょっとけがの程度が重かったという方なのでございますが、今診療は一応終了しておりまして、示談に向けて今交渉中というような内容の方が１人おりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

１番、星和志君。

○１番（星和志君）　こちら、被害者の個人情報はこれだけ載っているのに、加害者のほうの職員の情報が少ないのはなぜでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　内容としましては、専決処分の内容ですので、その内容について説明させていただきました。なお、総合政策課職員という形ですが、会計年度任用職員でございます。また、こちらの方も一部腰の打ち身という形で治療したというような経緯がありますが、こちらの方も既に完治しております。

以上です。

○議長（小玉智和君）　１番、星和志君、いいですか。

それでは、１番、星和志君。

○１番（星和志君）　治療費は、その方の会計年度任用職員の実費で治療されたのでしょうか。そして、名前までは公表はやっぱりできないということ。何で被害者は出て、加害者は出せないのかという理由は特にないのでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまのご質問、２点あったかと思います。
　まず、最初のけがの対応なのですが、こちらは公務災害のほうの対応としまして、別制度で対応しております。
　あと、実名に関しましては、相手方は今回賠償の対象となっているということで公表しているということでございます。一般的に、こういう案件で対応する場合は、このように賠償の対象となる方の名前を皆さんにお知らせするという形になっておりますので、ご了解ください。
○議長（小玉智和君）　１番、星和志君、いいですか。
　それでは、星和志君。
○１番（星和志君）　公務災害というのは、賠償というか、公務災害というのは町から出るものなのでしょうか。内容がちょっと自分、分からないので。
○議長（小玉智和君）　それでは、総務課長、湯田英幸君。
○参事兼総務課長（湯田英幸君）　保険の制度でございますが、正確に申しますと非常勤職員公務災害という種別に入りまして、職員、今回は非常勤、私たちは常勤の公務災害という制度に加入しておりまして、万が一こういう対応があった場合の保険というのに加入しておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（小玉智和君）　いいですね。
　７番、佐藤盛雄君。
○７番（佐藤盛雄君）　お伺いしたいと思います。
　相手方のお三方の賠償金額がそれぞれ違っておりますが、事故ということで人身になるわけですから、人身になったそのけがの程度。それで、社長さんに関しては58万1,977円って結構大きなけがですね。だから、けがの程度で……
（何事か声あり）
○７番（佐藤盛雄君）　修繕費か。ああ、そうか、そうか。修繕費で、何でこんな違うのだろうね。１台の車です、相手。相手の車１台で、３つに分かれているその理由。
　それから、今ちょっとあれでしたけれども、けがの程度というのは軽微なけがだったのか、入院するとか、治療を受けるようなけがはなかったのかどうか。
　それから、加害者のほうの町の公用車の事故の程度、それ修繕したと思うのですけれども、もちろんそれも保険で充当するのでしょうけれども、その程度のあれも、それも説明なかったのですが、それはどうなのですか。
　以上です。
○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。
　総務課長、湯田英幸君。
○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。
　今回３件の案件は、まず対人が２件、対物が１件でございます。額が大きいのが対物でありまして、これは車両、車の賠償でございます。車が壊れたという。それぞれ賠償額が示されているわけなのですけれども、内訳等を言ったほうがよろしければ申しますが、実際に今質問の中でけがの程度という話はされたのですが、こちら実際のところ保

険のほうで全部全て交渉していまして、内訳は来ているのですが、けがの中身までは来ておりません。金額的なもの、治療費が幾らでというような中身のものしか来ていないのが実情でございます。その中身、申したほうがよろしいでしょうか。明細というか。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　では、以上で。

○議長（小玉智和君）　いいですか、７番、今の答弁で。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　専決処分の承認についての報告ですが、私も高松社長さんに会ってきました。運転手さんも会ってきました。要するに私のほうの過失でなったわけですが、大変元気でした。ただ、高松さんの場合は、医者に行くところがちょっと違った病院でしたので、それの関係だと思います。それから、運転手はあくまでつかんでいますから、そんなに重傷でなかったような感じしますし、あと乗っていた方だから、やっぱりそのまま行ってしまったという感じでした。こちらの会計年度任用職員の方も元気で今いますから、大丈夫です。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　７番、佐藤盛雄君、いいですか。

それでは、７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　ありがとうございました。これで和解して、今後訴訟等を起こさない。追突事故ですと、例えば１か月後以降になってむち打ち状態出てくるとか、そういったことも可能性あるのです。ですから、そうした可能性……

○議長（小玉智和君）　マイクを上げてください。

○７番（佐藤盛雄君）　そういう可能性ありますから、今回和解した場合に、今後そういうことが発生した場合には、追加の話合いというのはやらないということでよろしいのです。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　今回の報告で報告しました内容が示談の内容となりますので、今おただしのとおり、今後、後遺症等の場合には対応できないというような中身になっていくと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　いいですね、７番、佐藤盛雄君。

８番、湯田純朗君。

○８番（湯田純朗君）　そうしますと、これは相手方に対する補償ですよね。運転者に対する、職員に対する処分というのはなかったのですが、例えばよく新聞に出ていますけれども、県職員がスピード違反で行政処分となって１か月減給となったってあるのです。非常に包み隠さずばっと新聞に出てしまうのです。そういうのもあるので、町としてはそういうとき、加害者に対してどういうふうな処分をしたのか、口頭なのか、文書でやったのか、そこら辺ちょっと分かれば教えてください。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。

本人のほうの責任ということで今おただしあったのですが、こちらのほうで協議しまして、12月中旬に発議を起こしまして、この職員の対応を協議しました。結論を申しますと、口頭注意という形で担当課長から本人に対応をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、８番、湯田純朗君。

○８番（湯田純朗君）　やり方なのでしょうけれども、口頭注意って何も残らないですよね。その事故に対する。やっぱり文書とか何かでやるべきではなかったのでしょうか。私そう思います。何でも口頭で終わったら、はい、分かりましたで、言ったかも言わないかも分からないと。やっぱり一応は書類でやって、それで自覚していただくということが本当ではないですか。いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今ほど口頭注意と申しましたが、正確に申しますと口頭訓告という形で対応は書類上対応しております。その中身としまして、所属課長から口頭で注意したという経緯でございます。記録等に関しましては、書類としては一応残っておるという形にはなっているのですが、そういう中身でよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　いいですか。

それでは、８番、湯田純朗君。

○８番（湯田純朗君）　もう一つ。口頭訓告ですか。これどういう、処分の中でも一番軽いのですか。どのレベルで存在するのですか。教えてください。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの口頭訓告というものは、一般にいう懲戒処分には該当しておりません。していない中での処分となりますが、どのぐらい重いものかと申しますと、懲戒処分とならないものの中で、口頭注意の口頭訓告より重いものは文書訓告となっておりまして、上から文書訓告、口頭訓告という形になっております。その下に厳重注意というものがあります。一応種別で申しますとそういう種別になっております。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　２番、小椋淑孝君。

○２番（小椋淑孝君）　ちょっとお尋ねしたいのですが、事故が起こったのが午後２時35分頃、出張先へ向かう際。出張先はどこだったのか。先ほど総合政策課長が、もう一人の方がいて、ちょっと重傷で、まだ示談に向けて話していると言ったのですが、その人の具合というか、どのぐらいだったのかをちょっと聞かせてください。先ほどから言っていたのですが、何か公用車の修理代が幾らだったかって、多分佐藤盛雄議員からあったのですが、公用車は現在どうなっているのか。お願いします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　ただいま、２番、小椋議員のご質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員ということで、こちら出張の目的でございますが、若松に在住していた方、いわゆる支援活動をいろんな形で支援、相談していた方に企業活動の相談の打合せという形で向かっている最中ということでございました。なお、重傷と申しましたが、その３人の中では一番ちょっと重いかなということで、私も町長も参りましたが、会っておわび申し上げてきましたが、通常歩くのにやっぱりちょっと腰が痛い、もしくは首のほうがやっぱり痛いというのはおっしゃられていましたが、大変申し訳ないのですが、入院するような感じで私は受け取ってはおりませんでしたので、話すのも通常の受け答えはされていたというような状態ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君）　いいですか、２番。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　職員の運転していた車はどうだったのかというご質問でございますが、こちらにつきましても修繕が必要な状態でございました。修繕を行いまして、金額が55万979円。こちら保険で対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　いいですか、２番。

○２番（小椋淑孝君）　はい。

○議長（小玉智和君）　そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第６号　専決処分の報告について（専決第３号　損害賠償の額の決定及び和解について）から報告第８号　専決処分の報告について（専決第５号　損害賠償の額の決定及び和解について）の件までを終わります。

日程第４　報告第９号　専決処分の報告について
（専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（小玉智和君）　日程第４、報告第９号　専決処分の報告について（専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君）　おはようございます。報告第９号　専決処分の報告について（専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）ご説明を申し上げます。

議案書の８ページを御覧いただきたいと思います。本件の内容でございますが、令和

５年11月９日に湯野上保育所内で発生いたしましたアレルギー原因食品の誤提供事故につきまして、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、これを議会に報告させていただくものでございます。

まず、１番の損害を賠償し和解する相手方でございますが、記載内容のほうをご確認いただきたいと思います。

次に、２番の損害賠償の額でございますが、過失割合について、相手方がゼロ％、町側が100％であるため、町側が損害額6,775円を負担したものでございます。

次に、３番の事故の状況でございますが、令和５年11月９日午前11時30分頃、給食提供時でございますが、本児のアレルギー原因でございます大豆を原材料とする豆腐片を完全に除去されていない状況で提供したことによりアレルギー症状の発疹を発症したものでございます。本児のその後の状況でございますが、発疹に気づいた担当保育士がすぐに給食の提供を中止したため、保育所からの連絡でご家族が保育所のほうに到着した際にはもう既に症状のほうは落ち着いておりましたが、念のため医療機関のほうを受診しまして、薬のほうを処方され、ご自宅のほうに当日中にご帰宅をされております。

本件につきましては、先ほどご説明をさせていただきました損害賠償額により、当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求訴訟等は行わないことで相手方との協議が調いましたので、令和６年１月30日付で専決処分したものでございます。

今回の事故につきましては、ご本人とご家族に対しまして多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。心よりおわびを申し上げさせていただきます。今後このようなことがないよう、チェック体制を徹底いたしまして、再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

４番、山名田久美子君。

○４番（山名田久美子君）　まず１点、発生した日なのですが、令和５年11月９日、これその前の専決と同じ日なのですが、これは間違いなくこの日なのですね。たまたま一緒だったということですね。分かりました。それは分かりました。

やはりアレルギーに対するものというのはすごく怖いものがございますので、保育所の場合に、以前、落雪事故のときに防止マニュアルみたいなものを作成したのではないかと思われるのですけれども、そういったマニュアル、今回給食に関する、アレルギーに関するこういうマニュアルというのは作っていたのかどうか、その点お伺いいたします。

それとあと、金額から見ると、そんなにひどいものではなかったのだろうなとは思われるのですけれども、やはりひどいことになると、この前はアレルギーではなかったですけれども、福岡だったかな、ウズラの卵を詰まらせて亡くなったという事故もありましたよね。やはりアレルギーだけではなく、給食というのはいろんなところでどうしても目に見えない、届かないところでのことがあります。ただ、アレルギーだけは、一口

入るだけで、発疹もそうですし、ぜんそくみたいにもう本当に詰まらせてせきが止まらないとか、そういうことも、ソバなんかの場合にもありますので、やはりそういったことを軽く見てはいけないと思っておりますので、今回こういったことで職員の処分とか、上部責任者の処分というのはあったのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君）　ただいま山名田議員からご質問のございましたことに対しまして答弁のほうさせていただきます。

まず、１点目の日にちにつきましては、全く偶然でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

あと、２点目のマニュアルの有無ということでのご質問でございましたが、保育所のほうでは、厚生労働省のほうで作成しております保育所におけるアレルギー対応ガイドラインというふうなものがございまして、これを基にマニュアルのほうは作成をしておりまして、日々対応のほうはさせていただいておったのですが、今回はこのようなことになりまして、大変申し訳ございませんでした。

３点目の処分に関しましては、先ほどの報告のほうでもございましたような正式な処分はございませんでしたので、担当の私のほうから、担当しました調理員、あるいは担当保育士のほうには当日のうち、その後も担当する職員等を集めまして緊急の会議を２回ほど対応させていただいたというふうな内容になっておりますので、この後もし正式な処分ということになるような考えであれば、もちろん私は処分される側の人間というようなことになろうかと思いますので、その辺については総務課長のほうから答弁のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、４番、山名田久美子君、いいですか、今の。ただ、総務課長、答弁あるのかな。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今回の事故の経緯、担当課長からご報告あったかと思うのですが、実際アレルギー物質というのは認識しておりまして、認識して取り除いたという行為は担当のほうでは実際やっております。やっておるのですが、スープ、液状のものであったために、全部取ったつもりが、若干細かいものが残っていて起こったという経緯でございますので、担当職員はマニュアルに沿って適正にやっていたのですが、中身の細かいところで起こった事故というふうに認識しておりますので、今回、担当課長のほうから指導していただくという中身で対応させていただいたということでご了解ください。

○議長（小玉智和君）　４番、山名田久美子君、いいですか。

それでは、再質問ね。山名田久美子君。

○４番（山名田久美子君）　質問というよりは、やはりアレルギーというのは今かなり騒がれているかと思うのです。ほんのちょっと、例えばソバなんかの場合は、ちょっと本当

に粉を吸っただけでもアレルギー症状出ますし、あるいは甲殻類、カニとか、そういったものというのは結構ありますので、やはり細心の注意を払ってやっていただきたいというのが要望です。やはりスープ状になってしまったということも最初から考えられることであると思うのです。その辺もやはり徹底した教育、作っている方、それから子供は食べる側といってもまだ小さいですから、そこまでは考えることできないと思いますので、やはり大人がきちんとこういったことは管理して見ていくのだという立場で、やっぱりきちんとやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　これ要望でいいですね。

○４番（山名田久美子君）　はい。

○議長（小玉智和君）　３番、佐藤勤君。

○３番（佐藤勤君）　このアレルギーに関する対象者ですか、小学校、中学校で現在何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君）　ただいま３番、佐藤勤議員からのアレルギーの人数というようなことで、私のほうですと、保育所に今入所されている児童に関しての人数ということでよろしいでしょうか。申し訳ございません。まず、湯野上保育所になりますが、今回の対象児を含めまして２名の方がアレルギーの対応になっております。アレルギーの品目につきましては、今回の対象児の方が大豆と卵、もう一人の方が卵のみの対応になっております。下郷保育所のほうにつきましては、現在５人の方、アレルギーの対応を取らさせていただきまして、卵のみの方がお二人、卵と小麦、乳製品の方が、こちらもお二人、ウリ科の野菜にアレルギーを示す方がもうお一人いらっしゃって、合計５人というような対応のほうをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君）　３番、佐藤勤君。

○３番（佐藤勤君）　結構です。

○議長（小玉智和君）　いいですね。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第９号　専決処分の報告について（専決第６号　損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第５　議案第３９号　教育長の任命について

○議長（小玉智和君）　日程第５、議案第39号　教育長の任命についての件を議題といたします。

教育長、湯田嘉朗君の退場を求めます。

（教育長　湯田嘉朗君　除斥）

○議長（小玉智和君）　お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第39号　教育長の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第39号　教育長の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第39号　教育長の任命についての件は原案のとおり可決されました。

教育長、湯田嘉朗君の入場を認めます。

（教育長　湯田嘉朗君　入場）

○議長（小玉智和君）　ただいま案件につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、湯田嘉朗君が本席におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君）　ここに、貴重なお時間を頂戴し、挨拶の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。本日は、議員の皆様のご同意をいただきまして、引き続き教育長の職に任命いただくこととなりました。誠にありがとうございます。

令和３年４月１日、教育長を拝命し、瞬く間に３年が経過いたしました。学校教育をはじめ、社会教育や文化財の保護と活用など、教育委員会の担う幅広い教育行政と、その責務の重大さを痛感してまいりました。この間、議員の皆様には公私ともにご指導賜り、感謝申し上げます。

現在、全国的に少子高齢化が進むとともに、都市部への人口集中が増加し、本町はもとより、地方の人口減少が加速度的に進んでおります。このような状況の中、第７次下郷町総合計画の策定に当たり、下郷町の未来を担う子供たちが心身ともに健やかに育つことができる教育環境の整備と文化のまちづくりのために、微力ではございますが、全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げまして、挨拶といたします。ありがとうござい

ました。（拍手）

日程第６　議案第４０号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小玉智和君）　日程第６、議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

お諮りします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第40号　人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第４１号　会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第７、議案第41号　会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　それでは、議案書11ページを御覧ください。議案第41号会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、パートタイム会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となったため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の１ページを御覧ください。第２条、会計年度任用職員の給与、第13条、第２号会計年度任用職員の給料の支給につきましては、対象となる手当について、勤勉手当を支給する改正でございまして、第14条の２におきましては、会計年度任

用職員の期末、勤勉手当についての支給基準、額及び支給方法について規則で定めるものとするものでございます。

議案書12ページにお戻りいただきまして、施行期日につきましては、令和６年４月１日から施行するものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

４番、山名田久美子君。

○４番（山名田久美子君）　法律の改正ということで出てきたわけですが、この勤務評定というのはどなたがやる形になるのでしょうか。その１点だけお聞かせください。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

評価に関しましては、まず所属の課長が行いまして、その後に副町長及び教育長、それぞれ所管の中身で分けて評価をするところでございます。

○議長（小玉智和君）　４番、山名田久美子君、いいですか。

○４番（山名田久美子君）　はい。

○議長（小玉智和君）　そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号　会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第４２号　下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第８、議案第42号　下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君）　議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。議案第42号

下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、近年の社会環境の変化に伴う消防団員の減少により団員の確保が厳しい状況の中、地域防災力の要である消防団の一層の充実、強化を図るために、機能別消防団員の定数を増員するものでございます。

それでは、議案書の14ページ、新旧対照表の２ページをお開きください。新旧対照表の改正後の欄でご説明申し上げます。第５条第２項第１号、機能別消防団員に係るものを50名から80名に改正するものでございます。

議案書の14ページに戻っていただきまして、附則によりまして、本改正条例を令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　お伺いします。

消防団員の確保という厳しい状況とお伺いしております。消防団員のこの条例に係る機能別団員というのは今50名ですね、定数。現在何人いるのか。そして、これにかかる費用、経費、これというのは基準財政需要額に入っているのかどうか。これの分として交付税措置があるのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（小玉智和君）　それでは、説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君）　７番、佐藤盛雄議員の質問についてご説明いたします。

現在、４月１日現在なのですが、機能別消防団員は45名おります。それで、400名の団員、定員なのですが、それの分に規定して団員が増えるというか、あれば、その中の定員の中で団員と機能別に分けて定員の設定をしております。交付税の関係は総務課長のほうから答弁させていただきますので、申し訳ございません。お願いします。

○議長（小玉智和君）　それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまのご質問でございますが、基礎数としましては条例定数という中身になっておりますので、恐らくそこも入っているものだと認識しております。

○議長（小玉智和君）　いいですか。７番、佐藤盛雄君、まだ答弁漏れあるのね。

それでは、佐藤盛雄君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　すみません。ただいまのお話なのですが、条例定数の中に機能別消防団員も含まれておりますので、回答としましては、含まれているということになると思います。

○議長（小玉智和君）　今の答弁でいいですか。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　算入されているかどうかということでよろしいのですよね。入っているかどうかということで。入っているということで。

○７番（佐藤盛雄君）　消防団の定数400人となっていてこの団員の分は入っているということですね。ですから、当然交付税措置もあるし、基準財政需要額には入っているという

ふうに理解していいのですね。分かりました。
○議長（小玉智和君）　そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号　下郷町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第４３号　下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第９、議案第43号　下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　それでは、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）が去る令和５年６月９日に公布されたことに伴いまして、下郷町個人番号の利用に関する条例（平成27年12月28日条例第30号）において法令改正に付随する所要の規定を追加するものでございます。

別添の新旧対照表、３ページから４ページを御覧いただきたいと思います。改正後の中身につきまして左側に記載しておりますが、第１条から第２条、３条、４条についてアンダーラインの表記を追加してございます。１条につきましては、法に基づく特定個人情報の提供、２条、個人情報ファイル、特定個人情報ファイル、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報等々の文言と項条の追加を実施してございます。具体的な内容を申しますと、今回の法改正により、窓口等において添付書類の省略のために行う他機関との情報連携について定められた法の別表第２が廃止されましたので、またその当該事項が主務省令で規定されることに伴い、法で規定する内容について字句の置き換えを行うものでございます。さらに具体的に申しますと、個人番号の利用範囲の拡大というような内容でございます。今までですと、社会保障関係、地方税関係、防災関係という形

で個人番号を利用してまいりましたが、これからは準法定事務、具体的に申しますと、例えば理容師であるとか美容師、１級建築士等の免許に関する事務、また自動車の変更登録に関する事務、また外国人の在留資格に関わる許可の事務等々において個人番号を利用することができるというような内容になってございます。所定の追加修正でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号　下郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第４４号　下郷町公共施設等整備基金条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第10、議案第44号　下郷町公共施設等整備基金条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　17ページを御覧ください。議案第44号　下郷町公共施設等整備基金条例の設定についてでございますが、公共施設等総合管理計画等の内容を踏まえ、今後想定される多様な公共施設等の整備に対し、その財源として柔軟に対応し得る財源確保を目的として、既存の下郷町橋梁整備基金等３つの基金を廃止し、下郷町公共施設等整備基金を創設するため、ご提案申し上げるものでございます。

町全体の基金数でございますが、この後、議案第45号にてご審議いただく下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定にご議決をいただきますと、19から18に減る見込みでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

４番、山名田久美子君。

○４番（山名田久美子君）　基金を統合するということの条例の設置だと思われるのですけれども、今課長のほうから柔軟に対応できるようにというお言葉ありましたが、これを

統合して、基金の額としては幾らぐらいになるのか、その点１つと、それから基金設置後の基金計画というのはどのように考えていらっしゃるのか、例えば３年、５年、10年とか、何年か置きに目標額を持っているのか、その点お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

基金を統合した場合、保有額はどの程度になるかというまず質問でございますが、こちらにつきましては、３つ統合しまして、６年の４月現在で８億円超を予定しております。

あと、資金の運用について、資金保有額の目標額等の設定があるかという質問でございますが、こちらに関しましては明確な数字はございません。ただ、今後心配される施設の維持、施設の更新等がありますので、その辺は円滑に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　４番、いいですか、山名田久美子君。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　３つの基金を廃止して新たな基金をつくるということでございますが、柔軟に対応できるというのですけれども、例えば橋梁関係にその積立金、橋梁がかなり傷んでいるから、そこにどんと使ってしまうと、ほかに……

○議長（小玉智和君）　マイクもうちょっと近づけてください。

○７番（佐藤盛雄君）　ほかに使える金がなくなってしまう。ですから、その辺はそれぞれの旧基金ごとのやはり積立額予想、風呂敷を１つから大きなものになるのですけれども、それぞれ個々の基金の目標というのはやっぱり内々に持って、それに見合った分を積立てするということがやっぱり必要かなと思うのですが、そのことをまずお考えはどうか。そのほか各種の基金ありますけれども、財務省も、あんまり基金持っていてぜいたくな町だと交付税減らしますよなんていう、そういう脅しかけているところもあるのですけれども、そういった心配ないのかどうか。下郷町はないでしょうけれども、これは交付税の算定とちょっとリンクするのかどうか、その辺どういうお考えなのか。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　大変貴重なご意見いただきましたけれども、３つを一緒にして基金を新たに設けるということなのですが、町の重点事業の中の中身、例えば橋梁の場合は当初予算に入れるわけですから、そのときに基金を崩します、当然。公共事業として。ですから、その分についての次の橋梁のときには基金を新しい基金に入れていくと。使った分は。そういうやり方で計画を立てていくことになろうと思います。全然計画ないものに基金を使うということはないですから。橋梁が次の橋梁はどこの橋梁だということでその基金の活用はしていきますし、その次の橋梁の修繕が出てくる場合も想定されますから、調査はしていますので。ですから、そこにまた基金の積立てを入れていくと。予算上。そういうことで運営をしていくと、基金活用していくということだと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　いいですか、７番、今の。再質問はないですか。

○７番（佐藤盛雄君）　はい。
○議長（小玉智和君）　そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第44号　下郷町公共施設等整備基金条例の設定についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ただいまより休憩いたします。（午前１１時０２分）

○議長（小玉智和君）　再開いたします。（午前１１時１０分）

日程第１１　議案第４５号　下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第11、議案第45号　下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定についての件を議題といたします。
本案について議案の説明を求めます。
総合政策課長、玉川武之君。
○総合政策課長（玉川武之君）　続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定についてご説明させていただきたいと思います。21ページの第１条を御覧いただきたいと思います。目的でございますが、新型コロナウイルス感染症並びに電力、ガス、物価高騰により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るための下郷町公庫・協同組合資金融資利子及び信用保証料の補給に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づきまして、下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金を設置するものでございます。こちらにつきましては、予算の説明の中でも一部説明させていただきましたが、町が新型コロナ感染症対策特別貸付金の利子について２分の１を補給する要綱に基づき実施するものでございますが、令和５年度までは国が利子を全額補給していたため、町の負担はございませんでした。この国の補給制度が開始から３年間となっており、国の補給制度が終了した貸付金の利子補給を町が実施するための基金の設置でございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

なお、３月補正につきまして、この３月会議に積立金といたしまして800万円計上しております。財源につきましては、物価高騰対策臨時交付金を活用しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上となります。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

２番、小椋淑孝君。

○２番（小椋淑孝君）　ちょっと質問します。

国のほうで今まで３年間、新型コロナのやつで交付していたやつを町が今後やっていくという話だと思うのですが、国では３年間でしたが、町のほうでは長期的に何年という計画は持っているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　２番、小椋議員のご質問にお答えします。

当然この貸付けの制度がありまして、その方が何年間借りているのか、５年だったり、例えば10年だったり、いろいろあるかと思います。町のほうでは、当然この利子補給というのは制度に基づきまして補給していきたいと思います。ただ、臨時交付金を活用して行うという中身で申しますと、この基金の条例になりますが、今ほど申しましたように積立金として800万円積み立てまして、毎年140万円を繰入金として繰入金側に持ってきまして、またそれに一般財源を入れまして利子補給の原資として使っていきたいと思っています。町のほうでは一応、今回の800万円につきましては、単年度140万円の５年間、令和５年度からですから、９年度まで700万円という形で繰入れして使っていきたいと思っています。最後に100万円残りますが、こちらは10年度に回していきたいと思っています。今想定される部分は先の先まではちょっと申しませんが、今年度から来年度、再来年度という形でだんだん傾斜で落ちてまいりますので、利子の補給が随時終わっていけば少なくなっていくのかなと思っております。また、途中で貸し借り、もしくは返却を進める事業者の方もいるかと思いますので、それは状況が今ちょっとそこまで読めませんが、そういう形でこの資金を活用していきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　２番、いいですか。

○２番（小椋淑孝君）　はい。

○議長（小玉智和君）　７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　今まで利子補給に関して、商工会なんかを通じて国民金融公庫、あるいは国の何ですか、ありますよね。国民金融公庫と、もう一つの国の機関が。それで、商工会通じて貸出ししている。利息のゼロ利子、あれでやっている貸付けもあるのですが、その件数というのはどのぐらいあるのですか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　ただいまの７番、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思い

ます。

　こちらの資料につきましては、商工会からの提出した資料となりますので、ご承知おきいただきたいと思いますが、ただいま議員がおっしゃられたのは政策金融公庫の資金関係だと思いますが、内容といたしましては、コロナマル経関係、コロナ特別融資関係がそれぞれございます。また、一般のベンダーの金融機関ということで、県の緊急対策資金という形で実施された資金運用がございますが、こちらの３点が国の利子補給がついていたという形になります。件数につきましては、一部重複するような件数の内容にはなっておりますが、その他以前から貸付けしている方の部分も全部含めますと、今うちのほうでいただいている資料が125件ございます。なお、金額につきましては、12月の段階で補正させていただいておりますので、大変ありがたく存じておりまして、そちらのほうを運用して使っていきたいという形にしております。

○議長（小玉智和君）　今の答弁でいいですか、７番、佐藤盛雄君。

　佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　ダブりも含めて125件の実績、貸出し実績があるというのですけれども、これの借換え、コロナで要するに利息ゼロの貸出ししてやったのですが、それの書換え時期に来ているということで、返済終わらない方、滞納しているとか、そういうのはないのですか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

　総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　まず、町の交付要綱に基づいてこの資金の運用を行っているわけでございますが、当然商工会に加入している方と税金の滞納という形では町のほうに照会しております。当然、あればはじかれるという形になっておりますので、今調査の段階では、商工会から頂いた資料の中で今調査しておりますが、ないのかなという感じで情報を持っております。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　今の答弁でいいですか。

　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　７番、佐藤盛雄議員の利子補給については以前からやっていた利子補給制度がありますね。それは書換えがあるのです。書換えでもそれは利子補給している。今回のコロナ対策で３年間の利子の国が払っていた分についての中身は、書換えのときはやっぱり町としても、厳しい財政の中では、これはできないと私考えている。課長言っていないのだけれども、どうするかということもこれからなのだけれども、こういうコロナ対策でお金を借りているということになれば、国の政策でもっとやってもらいたいのだ、私は。幾らでも何でも。ただ、今町の財政でいくと、今回は臨時交付金で入れましたけれども、５年後どうするかということはやっぱりこれから徐々に、件数がどうであれ、国に対して応援してくださいということは要望申し上げていきたいと思います。そういう理解してください。

　以上です。

○議長（小玉智和君）　いいですか。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号　下郷町公庫・協同組合資金融資利子等補給基金条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第４６号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第12、議案第46号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君）　それでは、議案第46号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

議案書の22ページと新旧対照表の５ページのほうを御覧いただきたいと思います。先日の全員協議会のほうでもご説明をさせていただきましたが、今回の条例改正につきましては、介護保険料の所得段階の多段階化、介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料の設定の２点が主な改正点となっております。介護保険料につきましては、計画期間中の保険給付費が賄える介護保険料額を設定するもので、今回の設定につきましては、給付実績に加え、被保険者数の大きな変動や介護保険事業所の新設も見込まれないなどを考慮いたしまして、今後３年間の介護保険サービスの利用見込み量を推計した結果、前期計画と比較いたしまして介護保険料を据置きとしております。

それでは、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。新旧対照表の５ページを御覧いただきたいと思います。まず、第３条第１項につきましては、保険料率の適用期間を令和３年度から令和５年度までを令和６年度から令和８年度までに改めるものでございます。

次に、第３条の第１項の各号につきましては、被保険者本人や構成世帯の住民税の課税状況、所得金額等により、年額保険料を複数の段階で規定をしておりまして、改正前の９段階に第３条第１項の第10号から13号までの４つの段階を追加いたしまして、全体で13段階とするものでございます。まず、第３条第１項の第１号から第３号に規定する

年額保険料につきましては、所得が比較的低い被保険者が対象になりますが、標準乗率を引き下げることにより介護保険料の上昇を抑える内容となっております。改正後の年額保険料は、第１号につきましては３万2,210円、第２号につきましては４万8,500円、第３号につきましては４万8,850円にそれぞれ改めるものでございます。次に、同じく第３条第１項の第４号から第９号に規定する年額保険料につきましては、前期計画と比較いたしまして据置きとしているこことから、改正はございません。次に、同じく第３条第１項の第10号から第13号に規定いたします年額保険料につきましては、今回の改正により新設された段階で、所得が比較的高い被保険者が対象になります。第10号の13万4,520円から第13号の16万9,920円まで、各号に該当する被保険者の方にそれぞれご負担を求める内容となっております。

また、第３条第２項から第４号につきましては、所得が比較的低い被保険者を対象といたしました低所得者保険料軽減負担金に関する規定になってございまして、第１項の規定にかかわらず、さらに保険料を軽減する内容となっておりまして、第１号の年額保険料を先ほどご説明をさせていただいた３万2,210円から２万180円に、第２号の年額保険料を４万8,500円から３万4,340円に、第３号の年額保険料を４万8,850円から４万8,500円にそれぞれ軽減を行う内容となっております。

次に、第５条につきましては、介護保険料施行令の一部改正に伴う項ずれを改正したものでございます。

以上、議案第46号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号　下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第４７号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第13、議案第47号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君）　それでは、続きまして議案第47号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定につきましてご説明を申し上げます。

議案書24ページから新旧対照表の７ページを併せて御覧いただきたいと思います。今回の条例の設定につきましては、国のほうで定めております指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービス事業者に対する各種基準が、令和６年度の介護報酬の改定に合わせ、所要の改正が行われたことに伴い、関連条例につきまして同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援、重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性、持続可能性の確保を基本的な視点といたしまして、４件の条例で規定いたします町指定の介護保険サービス事業所に対します人員や設備、運営等に関する基準を改正する内容となっております。

主な改正点につきましてご説明をさせていただきます。まず、１点目といたしまして、新旧対照表の８ページを御覧いただきたいと思います。改正後のほうを御覧いただきますと、ページ中段、第34条になりますが、掲示に関する規定でございます。事業所の運営規程等の重要事項を、事業所内での書面掲示に加え、ウェブサイト上にも掲載するよう改める内容となっております。

次に、２点目といたしまして、同じく新旧対照表の10ページをお開きいただきたいと思います。改正後のページの下段、第59条の４、管理者に関する規定でございます。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所や施設等でなくても差し支えない旨に改める内容となっております。

次に、３点目といたしまして、次の11ページを御覧いただきたいと思います。改正後のページ上段、第59条の９、具体的取扱方針と、次の条、第59条の19、記録の整備に関する規定でございますが、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、入所系サービス等につきましては、身体的拘束に係る委員会の設置、指針の整備等を義務とする旨に改める内容となっております。また、訪問系サービスや通所系サービスにつきましては、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってならないこととされまして、また身体的拘束等をやむを得ず行う場合の記録等の義務づけも規定されております。

主な改正点につきましてご説明をさせていただきましたが、介護保険サービスの種類ごとに同様の改正がなされておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、議案第47号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号　下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４　議案第４８号　下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第14、議案第48号　下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　私のほうから、議案第48号　下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の42ページから48ページと新旧対照表49ページから56ページでお願いいたします。今回の条例改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が令和４年12月に公布されたことによるものでございます。道路法第39条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができるとされておりまして、占用料の額は、道路法施行令において、固定資産税評価額の評価替えや時価に対する賃料の水準の動向などを考慮して定められているところでございます。本町の管理する道路の占用料は道路法施行令に示す額に準じていることから、新旧対照表の49ページから56ページの条例の２条に関する別表に示す道路占用料額等の改正につきましても、道路法施行令に示す占用料と同額に改正するものでございます。また、新旧対照表の51ページにおける改正後の左端にございます３と４でございますが、これにつきましては、改正前の３で同枠だったものを、３において、道路法第32条第１項第３号の施設等と、４におきまして道路

法第32条第１項第４号の施設等に分けられ、それぞれ占用料が設定されました。そして、55ページの18では、新たに防災拠点、自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のための必要と認められるものの占用料が設定されてございます。

なお、議案43ページにおきまして、附則として、今回の改正するこの条例については、令和６年４月１日より施行するものでございまして、施行日以後の占用期間に係る占用料額について適用しまして、同日前の占用期間に係る占用料額は従前の例によるものとしてございます。

以上、議案第48号についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号　下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５　議案第４９号　下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定について

日程第１６　議案第５０号　下郷町観光案内施設の指定管理者の指定について

日程第１７　議案第５１号　下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第１８　議案第５２号　下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第１９　議案第５３号　下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第２０　議案第５４号　下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第２１　議案第５５号　下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第２２　議案第５６号　下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定について

日程第２３　議案第５７号　下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定について

日程第２４　議案第５８号　道の駅しもごうの指定管理者の指定について

○議長（小玉智和君）　この際、日程第15、議案第49号　下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定についての件から日程第24、議案第58号　道の駅しもごうの指定管理者の指定についての件まで10件を一括議題といたします。

本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　49ページを御覧ください。議案第49号から58ページの議案第58号までの10議案につきましては、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定についての件でございます。本町におきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入し、当初は平成18年度から３年間、その後は平成21年度から５年間、26年度から５年間、31年度から５年間と指定管理者による公の施設の管理を行ってまいりました。ご提案申し上げます各施設につきましては、本年３月31日をもって指定管理期間が満了となりますことから、当該施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

別にお配りしてあります公の施設の指定管理者の指定に係る一覧表を御覧いただきまして、Ａ４横長のものでございますが、議案第49号から議案第58号までの件名、公の施設の名称、指定管理者の名称及び代表者を記載したものを資料としてお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、各施設とも前回に引き続き指定管理者として指定する案となってございます。

また、指定期間につきましては、令和６年４月１日から令和11年３月31日までの５年間とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

１番、星和志君。

○１番（星和志君）　この指定管理施設の契約が５年契約とありますが、５年契約でどう収益をアップさせていくとか、そういった事業計画書のようなもので審議されたのかどうかお聞きします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、各施設から計画書を提出していただきまして、審議会において協議しております。最終的にこちらの中身に各委員の方々に採点をいただきまして、その採点に応じまして適切かどうかというのを判断してまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　１番、いいですか。

それでは、再質問、星和志君。

○１番（星和志君）　その資料は議会には提出できないのでしょうか。

あと、毎年随意でこの会社で契約されている、５年ごとにされているのでしょうが、こちらいつも赤字補填になってしまっているのにもかかわらず契約しているのですが、一般競争入札みたいにほかの会社に公募を募るという行為はなぜされないのでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今回の指定管理でございますが、最終的に公募は行わないという判断をさせていただきました。施設が多数ございますので、大枠でお話しさせていただきますと、今回、料金が発生していないものにつきましては、ほぼ地区等が絡んでおりまして、そこの利用料等が発生するような性質でないものですから、金額は指定管理料としてはお示ししていないということで、まず公募の対象からは外させていただきました。最終的に２つの指定管理者について金額が、予算がついておりますので、その２つの施設についてちょっとご説明させていただければと思います。

１つ目でございますが、観光公社でございます。こちらにつきましては、当該業者は町内における雇用の場を創出していることから、公募を行い５年ごとに業者が替わることによる雇用条件の変更を防ぎ、長期における雇用の安定を図る上でも、当該業者に委託することが適切と判断されたこと、また当該公社につきましては、複数の、今回につきましては７つの指定管理施設を受託し、指定管理制度が始まった平成18年度から18年間、複数施設の指定管理業者として培った施設管理を含めた管理運営技術を有していること、また当町における複数の観光施設を運営し、数々のイベントや地場産品の販売促進など様々な取組により集客力向上に努めてまいりました。コロナ禍が終了した現在、観光客の入り込み数がほぼコロナ前に回復してきたことにも寄与しており、観光振興の上で功績は多大であるという判断でこの観光公社のほうにお願いしているところでございます。

もう一つ、道の駅についてでございますが、こちら道の駅しもごうは、施設管理において長年の経歴があり、休憩施設、観光等の情報発信機能を持つ施設でございます。当該業者は、これまでも複数のイベントや地場産品の販売促進など様々な取組により集客力向上に努めてまいりました。こちらにつきましても、観光客の数がほぼコロナ前まで回復しているということで、その功績も考えまして当該業者にお願いするという中身になっております。

なお、全国的なお話でございますが、一般社団法人指定管理者協会という団体がございます。こちらの全国的な動きとして、毎年この団体がその年その年の指定管理についての概況を発表しております。直近のものでございますと、平成５年10月に公表しているものがございますので、その一部を朗読させていただきます。自治体の公募に対して指定管理者が応募しないケースが増えてきていると。理由は、指定管理者が物価高騰や人件費の上昇から採算が見込めないという判断がされているものが多いということでございます。さらに、非公募にして指定を継続すると言われたにもかかわらず辞退する状況まで発生しているというのが分析として示されております。このような全国的な動きからも判断しまして、今回につきましては公募を行わず、当該業者に指定管理業者として選定するという中身を判断させていただきました。よろしくお願いいたします。すみません。私、「平成」と言ってしまったのですが、「令和」です。ごめんなさい。

○議長（小玉智和君）　それでは、１番、星和志君、いいですか。

○１番（星和志君）　分かりました。

○議長（小玉智和君）　７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　お伺いします。

５年間の期限で指定するわけですが、もう今までの指定、要するにもう固定した団体に指定すると。先ほど１番、星和志君が言ったように、やはり広くホームページ等、あるいはほかの手段で広く公募するという、やっぱりそういうものも必要なのです。だから、いろんな各町村の施設関係、北塩原のラビスパだっけ、ああいうところが中止になったり、美里の温泉の施設がみんな停止したりとか、もうほとんどそういう赤字を出して、町で補填する余力がなければもうクローズしてしまうのです。ですから、ほかの第三者の法人とか、あるいはＮＰＯ団体等に働きかけるということもやっぱり必要かな。確かに今おっしゃったように、雇用の確保、地場産品の販売等、メリットもあります。ところが、メリットだけではやり切れないです。これから人口減少が続いて各町村の財政力が弱った場合に、いつまで町でそれだけの補填をすることができるのかといった悩ましい面もあります。ですから、今回はこれでいくのでしょうけれども、やはり今後はいろんなもののありよう、果たして継続していいのかと、時には勇断を持ってクローズするとか、そういう判断も必要になってくることが私はあると思うのです。

それで、49ページの観光公社の件ですが、下郷町野外活動施設をはじめ下郷町町並み展示会も含めて、それぞれの資金計画、収支バランス、そういったものを計画きちっと出して今回のあれに町に出しているのかと。単なる見込みだけではなくて、やっぱりそれを見込みではなくて実質収支ベースで出してもらわないと、赤字になるの分かっていて、それを鉛筆なめて収支バランスが取れるのだというような作文やったもので出したでは駄目なのです、課長。だから、財政的に物すごくこれから負担かかるのです。ですから、その辺の厳しさというものもあってしかるべきだと私は思っております。

それから、観光公社、11月の理事会で職員の不祥事問題というのが話が出たという話を聞いております。その事実があったのかどうか。不祥事があったのかどうか。ちょうど町の税務課職員の問題で懲戒免職処分したという時期と重なっているのです。そういった時期に観光公社の職員のそういう不祥事があったとすれば、それは議会にも報告をしないし、何かあったのかないかも分からないということで、もう口をつぐんでいると。これがまず事実なのかどうか。

それから、町長が理事長をやっているのです。やっぱり観光公社の理事長というのは町長やらないで、外部の経験者、そういうような商売にたけたような人を理事長にしてやるとか、やっぱりそういう発想の転換って必要だと思うのです。ですから、今のあれですとガバナンスがきちっとできていないと私思うのです。その辺、今お聞きしたことについてご答弁願います。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

観光公社の11月の内容につきましては、観光公社内での理事会において、専門家にア

ドバイスをいただいた上で適正に対応していると認識しております。一法人についてのことでありますので、この場での公表は控えさせていただきます。

○議長（小玉智和君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　７番、佐藤盛雄議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、指定管理についての観光公社、あるいは道の駅、非常に長い歴史があって、そして養鱒センター設置当時から運営していただいていました。直接役場が運営していたときもあるし、それから一般財団法人になって、それから指定管理になってということに経過がありますけれども、この地方は、会津地方はやはり冬期間の運営が非常に厳しいのです。ですから、それ以外の場所ですと、それなりの交通量があったり、遊ぶ場所があるとすれば売上げも伸びてくるのですけれども、そうしたところはやっぱり同じです。ですから、指定管理料も、そういう経費のことについても多くなってくるということでございます。

それから、いろいろの決算の数字だとか、そういうものについては、毎年６月議会のときに資料を出して、そして計画書、事業計画等も含んだ形で報告させていることは間違いないですから、そこを見ていただければ、どういう計画書を持ってどのように運営していくかということも書いてありますので、ご了解願いたいと。あくまでも一般財団法人で理事会、評議員会というのもありますから、その評議員会、理事会で決定されたものを運営していくということになろうかと思います。道の駅も株式会社ですので、株式会社としての運営をしていくと。

今、不祥事のことについておただしありましたけれども、今総務課長が言ったとおり、そうしたアドバイスを受けながら判断したわけでございますが、何も隠しているわけではないのです。それも理事会で承認をいただいた結果を報告しておりますから、理事の人たちに報告しておりますから、ご了解いただきたいと思います。

いずれにしましても、指定管理については、一般公募をしてもやはり難しいところがあるのです。１年でやめますといえば、また一般公募して、では来るのかと。現実的にそれは難しいと思うのです。ですから、そのときに判断するというのは、今道の駅でもそうですけれども、指定管理料安いの、下郷町の指定管理は安いです、はっきり言って。大きさも規模もあるのでしょうけれども、ほかの地区の道の駅との金額を比較すると、もうそんなに出していないというところがある。それは頑張っている証拠なのです。だから、社員、それから公社職員については本当に苦労をかけていますけれども、そんなことで頑張っていただいているということですので、ご理解いただければと。毎年決算の報告、あるいは次の事業計画も含めて入っていますので、それを見ていただければ内容は分かると思います。よろしくご理解ください。

○議長（小玉智和君）　７番、佐藤盛雄君。再質問。

○７番（佐藤盛雄君）　確かになかなか厳しい、難しい、ほかの受け手がいないという、これも現実だと思うのです。ところが、今年から５年後、果たしてそれだけのどういうような経済の流れ、あるいは公社の運営に関する財務状況となってくるかというのは厳しいのです。ですから、５年間の町の指定管理の指定して、それでも赤字。それで、コロナ関係で赤字が発生した。しかし、国の緊急地方創生資金の中から補填して、観光公社

も道の駅にも補填して、それである程度の赤字分を薄めて何とか経営できる状態ということで、他力本願による経営というのが実態だと。ですから、その辺がやはり自前で黒字化に持っていくような、あるいは赤字を縮小するような努力等しなければ、やはり将来の先細りになってしまう。ですから、採算の取れないところはやはり、逆に言えば、ある程度切っていく勇気というのがこれ必要なのです。例えば三彩館なんか大分営業はしないようになっているのですけれども、あれだけの立派な施設をもったいないのですけれども、やはり経営努力しても成り立たない。黒字化難しい。ですから、まず本当に、まず事業着手するときから甘かったと、私からすれば、言わざるを得ないと思うのです。

　あともう一つ、今、最低賃金法の最低賃金も上がって、あるいは国の働く人に対する賃金アップということで、もうよいしょ、よいしょってやっています。観光公社あるいは道の駅含めて人件費のアップ、これ考えているのかと。人件費アップした場合に経営に圧迫させないのか、圧迫されないのか。そして、最終的にやった場合に、今年の12月頃になって、どうも赤字だ。３月の株主総会で決算もできなくなっていくから、赤字を補填してくださいなんてなる可能性あるのです。ですから、赤字企業が人件費を上げるとかボーナスを高く出すなんていうことは、本来なら、普通の会社では、民間なら潰れてしまいます。確かに働く人の雇用の確保と給与のアップというのは、これ大切な課題であります。しかし、本来、指定管理料、あるいは赤字の場合は赤字を補填されている企業が人件費をアップした場合にどのようになるか。まず、その人件費を上げるかどうか、その辺はどういうふうに計画されておりますか。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　７番議員にお答えしますが、あくまでも働いていただいている社員、公社職員については非常に頑張っていると思います。ですから、令和５年度の見込みでいうと、かなり成績はいいのです。だからといって、賃金はその働いている人の生活給ですから、最低賃金は割らないように、そしてそういう勤勉手当も支給するようになったし、そういうところはやっぱりやっていただかないと働く人いないです、今。募集かけても。それでは運営できないのです。これは町としてもう何十年もやっている事業ですから、それを、では民間に任せますということに判断するというのはまだ早いと思います、私は。ですから、そこは理解してください。ですから、こういうふうに指定管理のお願いをしているわけですから。だから、今の段階でもう少し検討しなさいというのではなくて、今やっているのは成績がコロナ禍よりもずっと上がっていますし、努力しているという姿は現れてくると思います。今年度の６月の会議の中で資料が出てくると思います。会計、３月で締めたものを会計年度期間の６月末で補正、補正というか、組み替えて監査委員の決算いただければ、６月議会にいつも毎年出しているわけです。そして、次年度の計画書も出ているわけです。ですから、それ見てもらうと分かるように、かなり売上げも伸びていますし、特に公社なんかはニジマスの刺身用のマスが大変好評で、芦ノ牧、東山のほうに販売していますけれども、非常に伸びていますし、着地型が非常に伸びているのです。これコロナ禍で国、県、町の臨時交付金を使って運営した結果、今年も２月中に県民割というものが出てきまして、非常に伸びているということは

事実でございます。やはり職員、公社職員、社員が頑張っているという姿は認めていただきたいと思いますし、町として今後、指定管理制度については５年間お願いするわけですから、そういう形でご理解いただいて、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君）　正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。よろしくご協力をお願いします。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　町長、確かに今おっしゃったところはもう分かるのです、痛いほど。だけれども、やはり町の財政負担というのが永遠に続くわけではないということで、これからやっぱり厳しく査定するという必要がある。それから、道の駅、それから物産館、就業時間９時なのです。９時にならないとオープンしない。普通の民間企業だったら、朝、夏場だったら朝６時とか早めからやって、やはり観光客、早く帰る人もいるし、あるいは通勤で通う人いる。あるいは、夕方５時で終わってしまう。７時までやっていて、そういうお客様を取り込むというような努力の跡が全然見えないのです。だから、そういうことで売上げアップのための努力、町長、これはぜひ指定した場合にはそういう、９時オープンして５時にクローズするなんていう、そういうような、みんな笑っていますよ、何なのって。ですから、そういう姿は改める、そして利益を上げる、売上げを上げるというふうな努力をするということが必要だと。やっぱりそれは、町長、口酸っぱくして言ってください。そうしないと、本当に現場でやっている、例えば養鱒センターで池に入ってやっている人らを見ると大変です、やっぱり。努力していることは認めます。ですけれども、売上げを上げるための努力というのはやはり、指定するからにはそういう努力をしなさいということで、町長が理事長だったら、なおさらそういうふうな意見を言って努力すると。町長、いかがですか。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　７番の佐藤盛雄議員のおただしもごもっともだと思いますけれども、やはり現場の運営している責任者の話を聞いてそういう判断をしたわけでございますが、やはり電気料高騰だとかそういうものの、あとは公社職員、あるいは道の駅の社員等の労働時間等の関係を考慮してそういう判断をしているわけでございますから、言っていることは分かりますけれども、成績をよくすることについては、私は何ら異論はない。しかし、働いている人の労働時間だとかそういうものを考えて、判断してやっていると私は現場のほうから声を聞いてそういう判断をさせておりますので、そんなことでご了解いただきたいと思いますけれども、観光公社については今年の６月に、６月までの期限、役員の改選がございます。私は理事長と道の駅は社長をしていますけれども、そうした現場でのトップになっていることは、１つは、ずっと前から理事長を据えれば理事長の手当を出さなければならないということもあったわけです。ですから、そうした面では非常に、町長ですから、もらっていませんから、そういうものは確かに経費の削減にはなろうかと思いますが、町の施設であることは間違いない。だから、例えば理事長が替わったとしても、やっぱり町の施設で起きたものについては、町長が責任なのです。ですから、そこは、役員の改選については今考え中でございまして、専門家からすれば、

違反ではないけれども、思わしくないなということも言われていますから、その辺の判断はきちっとしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　答弁漏れはありませんか。７番、答弁漏れないですね。

４番、山名田久美子君。

○４番（山名田久美子君）　時間が時間ですけれども、続けてよろしいですか。

○議長（小玉智和君）　はい。

○４番（山名田久美子君）　議案第50号の下郷町観光案内施設の指定管理について、大内宿観光案内施設ということで、これ多分駐車場の奥、トイレのほうのあそこのことを言っているのかと思うのですが、ここは指定管理で、駐車場は指定管理になっていませんよね。大内宿は。これはどういう理由なのか、１点お聞かせください。

それから、公社と道の駅以外の指定管理というのは、これは委託料は発生していませんよね。その点だけちょっと確認お願いいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　ただいまの質問の中で料金が発生しているところと発生していないところでございますが、公社と道の駅以外では料金は発生しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　あともう一件。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　大内宿の駐車場の管理につきましては、土地の賃貸借契約がございまして、その中に管理運営規程という形で、ここでいうと大内、今でいいますと財団でありますが、大内区が管理運営するというような形になっておりますので、その趣旨に基づいて行っているというような内容でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君）　今、説明でいいですか、４番、山名田久美子君。

４番、山名田久美子君。

○４番（山名田久美子君）　議案第57号の戸赤の林業集落排水施設、これなのですけれども、委託料が発生していないということで、例えば農業集落排水、これ大内にあるわけですけれども、そちらのほうは町の企業会計に対応して町から大きな支出をしながら運営しているわけです。このいわゆる林業と農業の違いで差が出る理由というのは何なのか、その点ちょっとお聞かせ願います。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君）　ただいまの山名田議員のご質問にお答えします。

確かにこちらの大内宿の農業集落排水につきましては、管理運営につきましては建設課のほうでやっておりまして、その料金につきましては、水道料金につきしまして管理しているということでございます。ただ、こちらの林業集落排水施設につきましては、

こちらにつきましては地区の方の管理でございまして、運営につきましても、こちらの地区の方に運営を任せておるということで、管理運営費を地区の方の利用料で賄っておりますので、その辺につきましては、運営料とかそういった料金につきましては全然違う規模になってくるということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　分かりましたか、今。分からない。

それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君）　農集と林業につきましては、利用の規模の違いがございまして、農集排のほうにつきましては規模が大きいということで、それから林業排水につきましては規模が小さいということで、その辺が違いがございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　分かりましたか、４番、山名田久美子君。今の説明。

○４番（山名田久美子君）　規模が違うというのは分かりました。例えばこの林業施設、戸赤のほうで造るときには、これ町で造ったのですか。それとも、戸赤区がお金を出して造ったのですか。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君）　先ほど、すみません、規模といいますと、大内宿のほうにつきましては四十数軒の戸数がございまして、食堂なんかもやっておりまして、かなりの容量になってございます。戸赤の林業排水につきましては12戸、それからやまざくらの施設１戸ということで13戸の利用ということで、規模的にはちょっと違います。それから、戸赤の排水施設につきましては、これ平成９年、森林地域総合整備事業ということでこちらの事業をやっておりまして、そのとき事業費で１億3,190万円という金額がかかっておりまして、こちらにつきましては町のほう、当然補助金を使って整備しておるということでございます。

○議長（小玉智和君）　今の説明でいいですか、４番、山名田久美子君。今の説明でいいですか。

○４番（山名田久美子君）　大体分かりました。ただ、例えば今回戸赤のほうのこの施設が駄目になったとか、何かあったときというのは、町のほうで補助金出してまた修理するとか、そういうことというのはあるのでしょうか。

○議長（小玉智和君）　農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君）　管理運営につきましては、戸赤のほうにやっていただいているということで、小規模につきましては、こちら戸赤地区の住民の方でやっていただきますが、大規模になった場合、こちらにつきましては地区の方と町のほうで相談の上ということで検討していかなくてはならないというふうに思っております。

○議長（小玉智和君）　いいですね。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号　下郷町野外活動施設等の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号　下郷町観光案内施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号　下郷町（桑取火）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号　下郷町（戸石）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号　下郷町（大倉）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号　下郷町（枝松）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号　下郷町（大沢）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号　下郷町（赤土）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号　下郷町林業集落排水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号　道の駅しもごうの指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。（午後　０時２０分）

○議長（小玉智和君）　再開いたします。（午後　１時２０分）

日程第２５　議案第５９号　町道の路線廃止について

○議長（小玉智和君）　日程第25、議案第59号　町道の路線廃止についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　議案第59号　町道の路線廃止についてご説明申し上げます。

議案書の59ページから60ページと別添であります議案第59号資料を併せて御覧いただきます。今回の町道の路線廃止につきましては１路線でございます。整理番号1168番、

町道戸赤山崎１号線でございます。起点が大字戸赤字上原1446番地先、終点が大字戸赤字上原1681番（右）地先、延長587.0メートル、幅員が4.5から2.8メートルです。町道赤土線及び林道高野赤土線の終点部に起点がございます。こちらの路線につきましては、県の南会津農林事務所による森林環境保全整備事業に向けた利用区域内搬出を伴う県営の林業専用道であります柳島線を整備、開設するに当たり、当該林業専用道が本町道に対して重複や交差、近接となる線形であること、また現町道の状況があまりよくない、沢沿いにあったり、交差するボックス等の構造物や大雨時の決壊のおそれということで林業専用道として利用できず、同町道が道路として使用が実質不可能で、廃路の手続を必要とすることから、今回廃止路線としたものでございます。今回の路線廃止につきましては、道路法第10条第３項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第59号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号　町道の路線廃止についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２６　議案第６０号　令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）

日程第２７　議案第６１号　令和５年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

日程第２８　議案第６２号　令和５年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第２９　議案第６３号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（小玉智和君）　この際、日程第26、議案第60号　令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）の件から日程第29、議案第63号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）の件までの４件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。議案第60号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第61号及び62号につきましては町民課長、室井節夫君、議案第63号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、順次説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　それでは、議案書の61ページを御覧ください。議案第60号

令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ7,550万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億2,219万9,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、今補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業費の計上、その他事業の完了や額の確定に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主なものからご説明を申し上げます。71ページを御覧ください。１款町税につきましては、収入見込額を精査し、町民税を611万5,000円増額するものでございます。

14款国庫支出金でございますが、額の確定等により予算の整理を行うもので、合計で5,486万2,000円を減額するものでございます。

２項国庫補助金、３目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を3,255万9,000円、防災安全交付金事業国庫補助金を2,603万2,000円、それぞれ減額しております。

５目総務費国庫補助金では、国の仕様等変更により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を627万円減額しております。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、今補正における事業費の計上に伴い、2,411万1,000円を増額計上しております。

72ページを御覧ください。15款県支出金でございますが、額の確定等により、合計で419万1,000円を減額するものでございます。

73ページ、18款繰入金につきましては、合計で710万円を減額するもので、事業費の精査により、ふるさと創生基金、生活環境設備基金及び教育施設整備基金からの繰入金等の整理を行っております。

21款町債につきましては、合計で1,170万円を減額するもので、それぞれ事業費の減額に伴い、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債をそれぞれ減額するものでございます。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。74ページを御覧ください。２款総務費でございますが、合計で2,575万6,000円を増額するものでございます。

１項総務管理費、６目企画費におきまして、国庫補助事業採択要件の変更に伴う事業の取りやめにより、空家等除却支援事業補助金を200万円減額し、歳入の土木費国庫補助金におきまして100万円を減額しております。

12目教育施設整備基金積立金及び14目ふるさと創生基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、積立金をそれぞれ増額するものであります。

75ページ中段、戸籍住民基本台帳費におきましては、マイナンバーカードのローマ字表記に係るシステム改修でありますが、当該事業につきましては12月補正予算計上のご議決をいただいたところでございます。しかし、その後、国からの仕様変更及び事業実施時期の見直しにより、今補正におきまして同額の627万円を減額し、今年度の事業実施

を見送ることといたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

75ページから76ページにかけまして３款民生費でございますが、合計で126万6,000円を減額するもので、社会福祉総務費及び老人福祉費におきまして、事業費の精査により、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金をそれぞれ減額いたしております。

４款衛生費でございますが、合計で239万6,000円を増額するもので、保健事業費におきまして、事業参入を予定しておりました民間企業の辞退により、先駆的健康づくり事業に係る経費の合計73万円を減額し、歳入の衛生費県補助金におきまして同額を減額いたしております。

環境衛生費におきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、生活環境施設整備基金積立金1,000万円を増額計上し、清掃総務費及び簡易水道費につきましては、事業費の精査により、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び下郷町生活飲料水確保対策事業補助金をそれぞれ減額するものでございます。

77ページ、６款農林水産業費でございますが、事業費の確定等により、合計で523万2,000円を減額いたしております。

７款商工費でございますが、合計で1,957万1,000円を増額するもので、77ページ一番下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業としまして、商工振興費において物価高騰対応緊急支援プレミアム商品券事業補助金を1,200万円、78ページの観光費における下郷町公庫・協同組合資金利子等補給基金積立金を800万円、それぞれ計上するものでございます。なお、歳入では、当該利子等補給基金からの繰入金として140万円を計上しております。

８款土木費でございますが、合計で3,156万8,000円を増額するもので、道路新設改良費において、事業費の確定等により、歳入でご説明申し上げました社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を活用した補助事業及び町単独事業に係る委託料及び工事請負費等を合わせまして5,970万円を減額し、橋梁維持費につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、橋梁整備基金積立金を１億円増額するものでございます。

79ページ、10款教育費でございますが、合計で1,016万5,000円を減額するもので、教育総務費、80ページの中学校費及び保健体育費におきましては、事業費の精査により、それぞれ予算を整理するものでございます。社会教育費、文化財保護費におきましては、携帯電話事業者の事業見直しにより、栗林遺跡発掘調査事業の実施を見送ることとなったことから、その事業費359万円を減額するもので、歳入の諸収入におきまして事業者からの埋蔵文化財発掘調査受託費を減額いたしております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を減額し、整理を行っております。

続きまして、65ページにお戻りいただきまして、債務負担行為の補正でございますが、橋梁補修事業（歳神橋）につきまして、財源となる道路メンテナンス事業国庫補助金の内示額が予定を下回ったことから、自主財源による町財政の負担を抑制するため、２か年の合冊により一括発注するため、令和６年度分の事業費1,500万円の債務負担行為を設

定するものでございます。

67ページを御覧ください。続きまして、繰越明許費でございますが、大内宿駐車場整備事業、物価高騰対応緊急支援プレミアム商品券事業、橋梁補修事業（小坂橋）、同じく橋梁補修事業（歳神橋）の４事業につきましては、事業の進捗状況により、その完了が翌年度にわたる見込みのため、繰越明許費を設定し、令和６年度に繰り越すものでございます。

以上、議案第60号についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　続きまして、町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君）　それでは、議案書の83ページをお開きください。議案第61号　令和５年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてご説明をいたします。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億8,607万9,000円とするものでございます。

議案書の89ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。６款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金につきましては、１節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、２節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、３節未就学児均等割保険料繰入金、６節財政安定化支援事業繰入金につきましては、国と県の額決定を受けまして、合わせて95万3,000円の減額補正となります。

次に、歳出についてご説明いたします。90ページを御覧ください。３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付分、２項後期高齢者支援金等分及び３項介護納付金分につきましては、財源内訳の補正となります。

５款基金積立金、１項基金積立金、１目国保基金積立金、24節積立金でございますが、今後の国民健康保険事業を円滑に運営するために、2,000万円を増額計上して基金に積立てするものでございます。

８款予備費、１項予備費、１目予備費ですが、歳入歳出の調整によります補正となりまして、2,095万3,000円の減額補正となります。

国民健康保険特別会計の補正予算説明は以上でございますが、こちらの補正につきましては、去る２月20日開催の令和６年第１回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを報告いたしまして、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案書92ページをお開きください。議案第62号　令和５年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,116万3,000円とするものでございます。

議案書の98ページを御覧ください。歳入についてご説明いたします。３款繰入金、１項一般会計繰入金、２目保険基盤安定繰入金、１節保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金額決定により48万円を減額し、2,644万2,000円となります。

５款諸収入、４項雑入、２目雑入、１節雑入は、福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金額決定により55万8,000円を増額し、298万2,000円となります。

次に、歳出についてご説明いたします。99ページを御覧ください。２款後期高齢者医療広域連合納付費、１項後期高齢者医療広域連合納付費、１目後期高齢者医療広域連合納付費、３款保健事業費、１項保健事業費、１目保健事業費につきましては、財源内訳の補正となります。

５款予備費、１項予備費、１目予備費ですが、歳入歳出調整のための補正となり、７万9,000円を増額し、８万3,000円とするところでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、続きまして健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君）　それでは、議案書100ページをお開きいただきたいと思います。議案第63号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてご説明を申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億9,821万1,000円とするものでございます。

101ページから105ページは総括でございますので、省略をさせていただきまして、初めに歳出についてご説明を申し上げます。議案書107ページをお開きいただきたいと思います。２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、７目居宅介護福祉用具購入費につきましては、入浴や排せつに使用する福祉用具購入に係る保険給付費で、利用者増が見込まれるため、14万2,000円を増額計上するものでございます。

次に、２款保険給付費、２項介護予防サービス等諸費、３目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、要支援の方に対しまして、地域特性に応じた体制で提供されるサービスに係る保険給付費になっておりまして、こちらも利用者増が見込まれるため、120万円を増額計上するものでございます。

次に、10款予備費につきましては、財源調整のため37万7,000円を減額計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。ページお戻りいただきまして、議案書106ページをお開きいただきたいと思います。３款国庫支出金、４款支払基金交付金、５款県支出金、７款繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明を申し上げました保険給付費の増額計上に伴い、国政令で定められました負担割合をそれぞれ乗じて増額計上しております。３款国庫支出金につきましては26万8,000円、４款支払基金交付金につきましては36万3,000円、５款県支出金と７款繰入金につきましては、それぞれ16万7,000円を増額計上するものでございます。

以上、議案第63号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号　令和５年度下郷町一般会計補正予算（第７号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号　令和５年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号　令和５年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号　令和５年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３０　議案第６４号　令和６年度下郷町一般会計予算

日程第３１　議案第６５号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第３２　議案第６６号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第３３　議案第６７号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第３４　議案第６８号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算

日程第３５　議案第６９号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算

○議長（小玉智和君）　この際、日程第30、議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算の件から日程第35、議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの６件を一括議題といたします。

以上６件につきましては、３月１日の本会議において予算特別委員会に付託され、そ

の審査の結果が委員会報告書となって提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第３項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号　令和６年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号　令和６年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号　令和６年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号　令和６年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号　令和６年度下郷町簡易水道事業会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号　令和６年度下郷町農業集落排水事業会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３６　議員提出議案第６号　下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君）　日程第36、議員提出議案第６号　下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第６号につきましては、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　議席番号11番の星輝夫でございますけれども、この案件について質問させていただきます。

３年前に議会運営委員会のところで総務、産業、厚生各３名ずつ選んで、そして委員長に玉川邦夫さんがなりました。そのときに議会運営委員のあれから、改革委員からアンケートをもらいました。その中に、アンケートでこれとまるっきり同じ議員定数で来まして、私は、人口減少ですから、アンケートに議員を10名にするとすぐに明記して改革委員に渡しました。そこで、純朗さんはどのようなアンケートに記入し、そして提出したのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

それでは、８番、湯田純朗君。

○８番（湯田純朗君）　私は、あの当時のアンケートには何も記載しておりません。それはアンケートであって、あくまでもその趣旨を全部、本当はその都度その都度会議を持ったときに、改革委員会を持ってその都度その都度私は内容について報告があると思ったのです。だから、当時それは書かなかったです、私は。

以上です。

○議長（小玉智和君）　それでは、11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　アンケートに記入しない。私は残念でなりません。あのときに議会改革委員が何とか下郷町をよくしようということで動いていました。そこで、その委員長に対してこの議場の中で暴言、議長を辞めろ、委員長を辞めろと。そして、１回でいい

のです。２回も言ったのです。そして、私は委員長に対し「辞めることない」と言ったら、純朗さんが10時過ぎにいなくなってしまったのです。あの態度はどうかなと私は思います。それで終わります。質問終わります。

○議長（小玉智和君）　６番、玉川邦夫君。

○６番（玉川邦夫君）　ちょうど私、手元に令和４年、去年11月24日、明けておとどしになるかと思います。最終的には12月に特別委員会は解散させていただいたわけですけれども、その前に執行部さん、町長さんをはじめ各課の方々、そして議員の皆さんにも説明を求める何かありましたらよろしくお願いしますという、そういうところで文書を出して、全員協議会かけますよと。多分２回その説明会を持ったように、多分記録の中にはあるはずです。その11月24日、これが最後の全員協議会だったかなと思います。私、このときに原稿を自分で打ちまして、そして皆さんに質問を受けたのをご回答したという経緯がございますので、ちょっと読まさせていただきます。

定数条例については、３月の全員協議会で現状維持の報告をいたしました。これは、３月というのは24年度の３月です。さらに遡ります。でしたが、議員の方々からご指摘をいただき、再度その経過の説明が求められました。どういう話合い、どういう経過でそういう結論に至ったのか、特別委員の委員長さん、もう一度ご説明いただきたいということでございました。そこで、議会改革特別委員会で、その後すぐにだったです、あのときは。残っていただいて、内容について再確認です。あそこでもう一回検討しようという再確認をしたというふうに書いてあります。そこでお話ししたのは２つです。通年議会制になれば、議員活動を充実させていくために、委員会の議論を深めたり、町民の多様な声を取り上げたりしていく上では、現在の３つの常任委員会組織及び委員数各６名の確保は必要であると述べています。２つ目は、議員定数については、人口比較等の判断基準だけでなく、議会活動等の課題を洗い出しながら、今後慎重に検討すべきという意見が大多数を占めました。なお、ここに書いてあるの、先ほど星議員が申されたのとかぶりますが、議員のアンケート調査からも現在の定数維持に賛成の回答が過半数を超えている、これを申し添えました。そして、最後に、一番ベースは議会基本条例、これはその前の年から動いています。その議会基本条例の第18条をみんなで再確認したと思います。こういうふうに書いてあります。第18条、議員定数は別に条例で定める。２番目に、ここですね、議員定数の改正に当たっては、行政改革等の視点及び他町村との比較だけでなく、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を聴取するため、参考人公聴会等を十分に活用するものとする。条例改正は議員が提案するものとするという基本条例がございます。これを守っていく、皆さん方は受け止める側でありまして、今回出されたものは非常に私にとっては緊急なちょっと驚きではありました。賛成、反対ということは、私はこの場で申し上げません。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　それでは、今の質問は、提出者である湯田純朗議員に対してとなります。ただいまは質疑中でございます。よろしくお願いいたします。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　議員提出議案第６号なのですが、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第２項の規定により提出するとなっております。会議規則第14条第１項では、法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たって１人以上の者の賛成がなければならないとされております。さらに、第２項では、議員が議案を提出しようとするときは、その案を唱え、理由をつけ、所定の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならないとなっております。これは、地方自治法では１人以上の賛成がなければならないとなっておりますが、町議会の会議規則では賛成者と共に連署をしてとあるのは、会議規則上は提出者と別の賛成者が必要であると私は解釈します。そうなると、今回連署がない議員提出議案であるため、所定の様式が整っていないということで、本来この議員提出議案というのは、これは無効であると思うのですが、議長、どういうふうに解釈するのですか。

○議長（小玉智和君）　それでは、その案件につきましては、今の説明につきましては議会事務局長より説明させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（荒井康貴君）　ご説明申し上げます。

今ほどのご質問ですが、事務局としましても悩みまして、いろいろ調べ、それから議長会に確認をしながら手続を行ってまいりました。地方議会議事次第書書式例というものがございまして、そちらで申し上げますと、地方自治法第112条第２項の提出者、賛成者を合わせて議員定数の12分の１以上の連署があれば足りる。なお、議員提出議案が12人以下の町村は提出者１人で足りると明記されております。議長会にも確認しておりますので、報告といたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　以上ですが、７番、佐藤盛雄君、どうですか。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　そういう解釈もできるのでしょうけれども、会議規則第14条の第１項というので連署して提出しなければならないという明示されているのです。連署してと。ですから、連署するということは、提出者のほかに第三者、もう一人以上が連署しなければ所定の書式を整えていないと解釈する。今の局長の申し上げたのは、ちょっといささか解釈に無理があるのではないかと私は考えます。どうでしょう。

○議長（小玉智和君）　暫時休憩いたします。（午後　２時０２分）

○議長（小玉智和君）　それでは、再開いたします。（午後　２時０３分）

ただいま７番、佐藤盛雄議員から質問がありましたが、それに対して議会事務局長より答弁させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（荒井康貴君）　大変失礼しました。

７番議員のおっしゃる14条第１項というのは、条例以外を指すものと認識しております。ですので、今回条例案の提出ですので、地方自治法が適用されるという解釈でおり

ました。

　以上でございます。法第112条（議員の議案提出権）の規定によるものを除くほかということで、14条１項は、今回は条例ですので、条例案の提出ですので、地方自治法が適用されるという認識で議長会にも確認いたしました。よろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君）　いいですか、７番、佐藤盛雄君。

　７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　そうしますと、条例の改廃及び提出権というのは１人でもできるということですね。今後とも。そういう解釈していいのですね。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁させます。

○議会事務局長（荒井康貴君）　７番議員おっしゃるとおり、私のほうでも若干勘違いをしてございました。今回改めて、こういった事案が発生して、改めていろいろ調べた上で議長会のほうに確認したところ、その様式等を説明を受けまして、理解して、今回は条例提出であれば１名で足りるということで理解をし、受付を行いました。

　以上でございます。

○議長（小玉智和君）　いいですか、７番、佐藤盛雄君。

　９番、湯田健二君。

○９番（湯田健二君）　これは、ただいま元委員長の玉川さん、細かく説明していただきました。いずれはやはり、８番議員が言っているように、10名くらいになるのだろうと推測されます。そういう中で、やはり下郷町全体の実情、この広大な面積、人口は減っていくということでございますが、国でも同じことを、行革やっているのですが、本当に数の力でこの会津地方はいずれ国会議員消滅するのではないかなんていうまでささやかれているのです。そういう中で、やはり地域性等々を見た場合に、本当に10名でいいのか、あるいは現状維持していくのか、万が一私江川ですから、常に関心を持っているのですが、仮に定数が減って江川に誰もいないと、なったという仮定した場合に、町民の声は、では誰が聞いて誰が持ってくるかといういろんな問題がございます。やはり町全体の将来像を見て、あるいは町民の声、有識者の声を相当聞いてもっと煮詰めるべきではないかなと。なお、新しい議員の皆さんが誕生するわけですから、その中で十二分に時間をかけて私はやったほうがよろしいのではないかなということで、このことについては私も反対も賛成もできませんが、いずれは10人になると思いますが、今のところでは時期尚早ではないかなと思います。

　以上です。

○議長（小玉智和君）　９番、湯田健二君、今質疑の時間ですので、その辺よろしくお願いいたします。

　それでは、星和志君。

○１番（星和志君）　施行が４月１日からということは、来期の改選から10人になるということなので、あと４年検討する時期があるのに、なぜ今なのかということをお聞きしたいです。

○議長（小玉智和君）　それでは、８番、湯田純朗君。

○８番（湯田純朗君）　本来は議会改革委員会もこれを旗印に始まったのです。最初。覚えていますか。それで、そればかりではなくて、では議会を全体的に見直ししましょうと、最初に出た人がこう言ったのです。それ間違いないです。私も賛成しました、それ。私、賛成と言ったのですから。それであったのに、最初ののぼり旗がなくなってしまって、しまいに議長が呼んだとか、通年議会だってそうなったのだ、それは構いませんけれども、最初にやることが先だったでしょうって俺は思いました。だから、アンケートあってもそんなのは当然無視して、当然やるだろうと思っていましたから。それがいつの間にか、その話がなくなってしまったと。私、言ったではないですか。１人ずつ答えてくださいと。賛成したのか、反対したのか、どういう理由でした。皆さん答えなかったでしょうが。そのとき今委員長が言った、山名田久美子副委員長が、通年議会になるから、議員活動が忙しくなるから減らさないと。議員活動と定数は全然違うのです。私は直接に、それはいっぱいいたほうがいいかもしれませんけれども、議員活動とそれは全然違うと思います。12人でないとできないという活動はないです。そういうことを踏まえて10人も本当はとっくにこれ決まっていたはずなのです。私が言いたいのは。それが残念でなりません。何かあったら質問で受けます。

○議長（小玉智和君）　それでは、１番、星和志君。

○１番（星和志君）　結果、現在12人なので、そこから理論を構築していかないと、前のことを言っても破綻してしまう気がします。そして、のぼり旗は多分、基本条例が別に、定数がのぼり旗ではなかったと思います。基本条例がのぼり旗で、それに伴い定数があったと思いますが、やはり数よりまず質を考えてからの数であって、あと４年あるならば次の、うちらもうあとちょっとで議員の権利なくなるので、次の新しい人らでもう一度その話を検討されたほうが建設的であり、責任ある定数削減につながるのではないのでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、８番、湯田純朗君。

○８番（湯田純朗君）　本来ならば、こういうこともやっぱり重要視して、最大課題として決めなければならなかったのです。それで、議会改革委員の方々がノーになってしまったわけです。この次の４年後に決めたらいいでしょうとかって、そういう話、次元ではないです。人口、皆さんも知っているとおり、もう5,000切っているわけですから。正直、私はそれを今回出したというのは、只見町も定数減らすという話であります。あと、南会津町も合併したままなので、減らすということを言っているのです。またこれ４年後に、星議員、４年後まで延ばすのですか、これ。町民感情がどうなるか分からないですよ、私は。議会議員としてもやっぱり責任のあるのは、町民のために何できるかでしょう。減らすばかりが能ではないけれども、１つぐらいはやっぱりやらないと。町民のため。大体１人330万円、１年間で。２人減らしたら660万円です。それ４年たつと何ぼになりますか。それだけでも、歳費を抑えてやることもできるはずですから。今回はもう今の、本当は今回からやりたいって私は意思があったのです。それでは拙速で、次期候補者もいっぱいいますから、あえて妨害みたいのが私したくなかったから、４月以降からの選挙をこうしたいと、それで提出したわけですから。あとは皆さんの良識ある判断

で採決をお願いします。

○議長（小玉智和君）　そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　この案件に対しては、私は反対します。なぜかというと、３年前にアンケートに記入していれば今回の選挙、議員定数に間に合ったのです。それが、自分は出さない、アンケートも出さない、委員長には怒る、あんな態度では誰しもよく思っていません。そこで、今回４月１日以降なのですから、新しい議員の中でも改革するという、そういった議員もいると思うのです。ですから、私は遅くないと思います。私は反対いたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、次に原案に賛成の者の発言を許します。８番、湯田純朗君が出したものについて賛成の方、発言を許します。いませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　それでは、原案に反対の者の発言を許します。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　残念ながら、私はこの議案に反対します。湯田純朗議員の心意気は十分に分かります。ほかの議員もみんな分かっていると思うのです。ただ、今やらなければならないのか。過去の議員定数削減の場合は、改選後早い時期に特別委員会をつくって、そこで１年ぐらいの期間をかけて定数何名減にしたらいいのかとか、あと委員会総則とか何も変わりますから、そういったいろんな議論を尽くしながら特別委員会で結論を出して、そして全会一致で決定するというような流れで私は今までの定数削減、もう何回もやってきましたね。昔は26人いたのです。それから徐々に減らしてきた。そういう過程で私は経験してまいりました。確かに本来、今会期中に早めに、２年前ぐらいにそういう議論があればそれに間に合ったのでしょうけれども、今の時期というのはやっぱりちょっとどうかなというふうに私は考えております。ですから、来る下郷町議会議員の通常選挙後に新しい議員が選出されたらば、６月定例議会の場でやっぱり新たに特別委員会の設置の提案をしていただいて、そこで定数の問題、あるいは報酬の問題も出てくるのでしょう。それから、委員会構成も変わってきます。それから、広域圏等環境衛生組合が合併して代表者を出す、これもちょっと減ってきますから、いろんな問題を含めまして審議して、そして皆さんの全会一致で決められるような形でおやりになったらいかがでしょうかと。ですから、今先ほど湯田健二さん言うように、やはりそういったものの議論が不十分で、時期尚早ではないかと、もう少し検討すべきだという意見もありました。ですから、減らすことに私たち反対ではないのです。ただ、時期的には新しい議員で、今申し上げたような中で特別委員会を設置して、それがだらだらではなくて６月にはつくると、そして そこで１年ぐらいかけて議論するというようなことの共

通の認識を持った上で私は反対したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（小玉智和君）　そのほか討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なければ、これで討論を終わります。

これから議員提出議案第６号　下郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

この採決は起立により行いたいと思います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君）　賛成少数でございます。

したがって、本案は否決されました。

それでは、以上で上程されました議案は全部終了いたしました。

日程の追加

○議長（小玉智和君）　お諮りします。

町長より追加議案が提出されております。また、過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、３月１日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について、総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書及び議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが皆さんのお手元に配付してあります。２月22日及び本日開催されました議会運営委員会におきまして、上程された議案審査終了後、直ちに日程に追加し、議題にする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、議案第70号　除雪車購入契約について、請願・陳情委員長報告、議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、町長提案理由の説明の件、議案第70号　除雪車購入契約について、請願・陳情委員長報告、議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君）　配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　配付漏れなしと認めます。

追加日程第１　町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君）　これから追加日程第１、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　ただいまは、本会議にご提案申し上げました全議案について、議員各位のご理解を賜り、原案のとおりご議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様方には、お疲れのところ、追加で提出いたします追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第70号　除雪車購入契約についてでございますが、今回の除雪車購入につきましては、令和２年10月に福島県より無償譲渡を受けた除雪ドーザとの変更となるものでございます。新たにロータリー除雪車を購入し、冬期間における除雪作業の効率化と安全な車道を確保するため、購入するものであります。

去る３月４日、５者からなる指名競争入札の結果、会津若松市一箕町亀賀字郷之原224番地、会津自動車工業株式会社、代表取締役、四家邦博が5,599万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

以上、本会議に追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど建設課長から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

追加日程第２　議案第７０号　除雪車購入契約について

○議長（小玉智和君）　追加日程第２、議案第70号　除雪車購入契約についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　それでは、私のほうより議案第70号　除雪車購入契約について説明させていただきます。

追加という形になってしまって大変申し訳ございません。上程させていただきました除雪車の購入契約につきましては、去る３月４日に５者による指名競争入札の結果、会津若松市一箕町亀賀字郷之原224番地、会津自動車工業株式会社、代表取締役、四家邦博が5,599万円で落札いたしました。車種につきましてはロータリー除雪車で、2.2メートル幅、220キロワット級でございます。令和２年の10月に福島県より無償譲渡を受けた平成11年式の14トン除雪ドーザの機種変更によるロータリー専用車の購入でございます。

車道の拡幅等に伴うロータリーによる排雪につきましては、現在まで２台のローダーへのアタッチメント方式によるロータリーと、歩道等におきまして1.3メーター級の小型ロータリー専用車１台によって行っておりました。しかしながら、主に車道除雪等を行いますアタッチメント式のロータリーにつきましては、いざ稼働となったときにローダーの排土板からロータリーアタッチメントへ付け替えしてから出動となりまして、出動の後につきましても、自走速度が遅く機動力が低いため移動に時間がかかり、作業効率もよくありませんでした。特にロータリーによる排雪等を必要とする箇所は、基地局で

ある塩生の重機車庫から離れた地区が多いため、移動に時間がかかり、実際の排雪作業に入るまでに多くの時間を要しておりました。今回、専用車による排雪ということで、今回の契約に関することで上げさせていただいた実情でございます。地方自治法第96条第１項第８号の規定によりまして議決していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

７番、佐藤盛雄君。

○７番（佐藤盛雄君）　お伺いします。

５者による入札ということでございますが、会津自動車が落札しましたが、ほかの４者というのはどういう会社が入札指名を受けたのですか。よろしくお願いします。

それから、今回購入するメーカーというのはどこのメーカーと、それから発注しても納品するまでかなり時間かかります。それの納品される時期というのは大体いつぐらいなのかどうか。

それから、この機械、２人乗りなのかどうか。２人乗りだと思うのですが、ちょっと前の機械は２人乗ってもかなり窮屈だったのですけれども、その辺の改良されているのかどうか、それだけお伺いします。

○議長（小玉智和君）　それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　今ほどの佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

落札しました会津自動車工業のほかに４者、全部で５者ということでございまして、そのほかにコマツ福島の会津支店、喜多方ブル自工、会津機械、東北ロジスネクスト会津支店の４者が指名に入ってございます。

それと、機械のほうのメーカーでございますが、新潟トランシス株式会社という会社でございます。

納車に関しましては、令和６年度内ということで納入できるということは聞いております。

乗るスペースに関してですけれども、通常、県の専用車ですとかとほぼ一緒ですので、コックピット内、そんなに狭くはなくて２人普通に乗れるという状態です。

以上です。

○議長（小玉智和君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号　除雪車購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第３　請願・陳情

○議長（小玉智和君）　追加日程第３、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君）　総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第１項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和６年３月１日。件名、陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和６年３月１日。出席委員は、玉川邦夫君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私でありました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君）　それでは、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、この件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については採択することに決定いたしました。

追加日程第４　議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意

見書の提出について

○議長（小玉智和君）　追加日程第４、議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第８号につきましては、会議規則第39条第３項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第８号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和５年度下郷町議会３月会議の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。（午後　２時３６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年３月８日

下郷町議会議長

同　署名議員

同　署名議員